

令和2年度 かいじあむ古文書講座 第9回

おうちで古文書講座
「武田信玄に関する
古文書」

令和3(2021)年2月27日
山梨県立博物館 学芸員 中野 賢治

川中島大合戦

はじめに

こんばんは、徳川家康です。

(「徳川十六将図」当館蔵より)



はじめに

…冗談はさておき、
学芸員の中野です。

「おうちで古文書講座」第9回
をお送りします。



はじめに

このシリーズも、今回でひとまずひと区切りです。4月からは対面形式での古文書講座を再開します（ご案内はのちほど）。



はじめに

今回は今年、生誕500年を迎えた武田信玄に関する古文書を読んでいきたいと思います。

来月13日から企画展を開催する予定です。他にもさまざまなものイベントが盛りだくさんで、今年は「信玄イヤー」になりそうですね。



1521

開館15周年記念特別展
15th anniversary exhibition

武田信玄の生涯

生誕500年

EXHIBITION OF THE LIFE OF ODA NABUNAGA

2021年3月13日(土)
~5月10日(日)

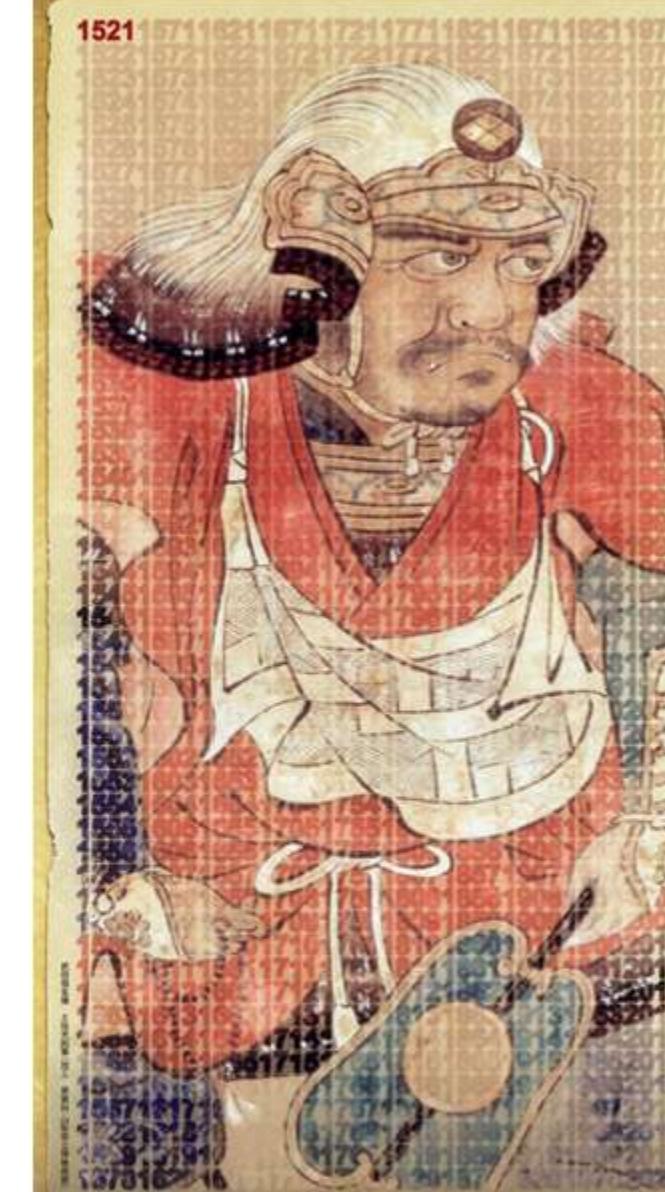
休 開 優待料
休日 毎週火曜日 9:00~17:00
5月6日(木) (入館は16:30まで)
料金
一般 1,000(840)円
大学生 500(420)円
障害者の方(およびその介護される方)は無料
料金
一般 1,260円
大学生 500円
※ご来場時はマスク着用と手指消毒を必ずおこなってください。
また、状況によっては入館制限を行ふことがあります。

Y 山梨県立博物館
Yamanashi Prefectural Museum

はじめに

…なのですが、すでにこの「おうちで古文書講座」では、第1回（4月）と第6回（10月）で武田関係の古文書を取り上げてきました。

さらに来年度の第1回のテーマも「武田信玄」（予定）です。



休館日	開催時間	高校生以下の方、県内在住の65歳以上の方、 障害者の方（およびその介護をされる方）は無料	
毎週火曜日 5月6日(木) (祝日は16:30まで)	9:00～17:00	一般 1,000(840)円 大学生 500(420)円	中高生+ 県立博物館通券 一般 1,260円 大学生 590円
		※料金は1名以上の料金。複数の料金を支払う場合は料金を合算してお支払いください。 ※料金は税込料金です。料金は、別途の料金と併用不可。料金は入館料と料金の合計の料金を支払う場合は料金を合算してお支払いください。 ※料金は料金と料金の合計の料金を支払う場合は料金を合算してお支払いください。 ※料金は料金と料金の合計の料金を支払う場合は料金を合算してお支払いください。	

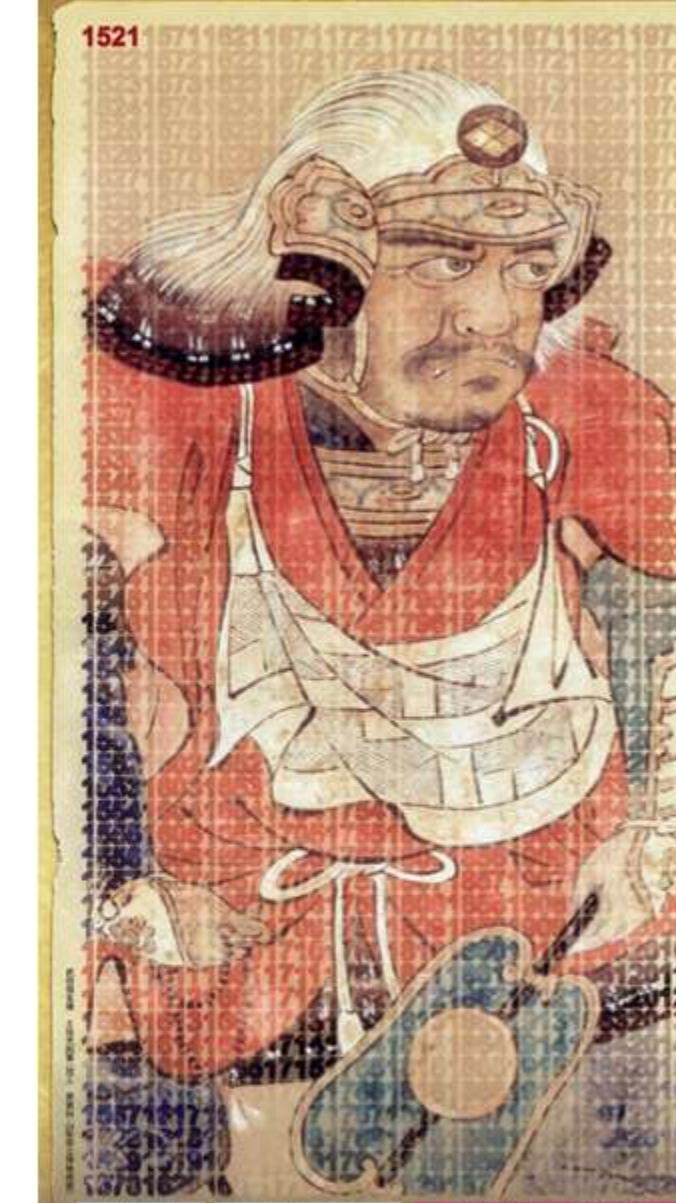
開館15周年記念特別展
**生誕500年
武田信玄の生涯**

2021年3月13日(土)
～5月10日(日)

Y山梨県立博物館
Yamanashi Prefectural Museum

はじめに

ですので、少し趣向を変えて、「江戸時代の武田信玄に関する古文書」を読んでみたいと思います。



休 開	休 営 時	高校生以下の方、県内在住の65歳以上の方、 障害者の方(およびその介護をされる方)は無料	
毎週火曜日 (5月6日(木))	9:00~17:00 (入館は16:30まで)	一般 1,000(840)円 大学生 500(420)円	一般 1,260円 大学生 590円
主 催：山梨県立博物館、山梨県立新美術館、山梨県立 図 書：甲府市、甲府市、こうら開港500年記念事業実行委員会、信玄公生誕500年記念事業実行委員会、 新美術館新館開館、エコム学校、エフエム甲府、山梨新聞社、山梨中央銀行、山梨新聞中京支局、 日本ネットワークサービス、毎日新聞甲府支局、山梨新聞社、山梨中央銀行、山梨新聞中京支局 協 力：武田氏研究会、日本通運株式会社、山梨県士研会、山梨文化会議	ご来館時にマスク着用の方と非接触式体温計による大手門前検温にご協力ください。 また、状況によっては入館制限を行ふことがあります。		

開館15周年記念特別展
15th anniversary exhibition

武田信玄の生涯

EXHIBITION OF THE LIFE OF ODA NABUNAGA

2021年3月13日(土)
~5月10日(日)

Yamanashi Prefectural Museum
Yamanashi Prefectural Museum

はじめに

課題資料は次の写真のものです。

ホームページに別途アップロードしておくので、各自ダウンロードしてお手元でご覧ください。

前もって眺めておいて、読めそうな文字を探しておくのもオススメです。

卷之十一

黑河都督張等封一都統領屯守

支日、吉日信云、武昌墨法、齋四月

小旗、等封、於多麻等處、在是年秋

門以爲、年省回、六月、至、

信雲、等處、

之、沙河、等處、萬、獨、等、以、都、司、籍、等、換

以、之、生、熟、等、處、是、於、等、中、回、等、裏

不、求、敵、等、大、將、任、主、義、方、連、近

十、系、代、馬、所、經、之、那、金、等、各

被、是、中、軍、以、那、一、國、相、你、有、

本、都、你、等、年、給、中、軍、名、以、本、

忠、將、軍、於、拉、山、沒、信、祖、連、不、中、軍、

平、馬、九、而、刀、矛、劍、刀、之、七、上、方、軍、

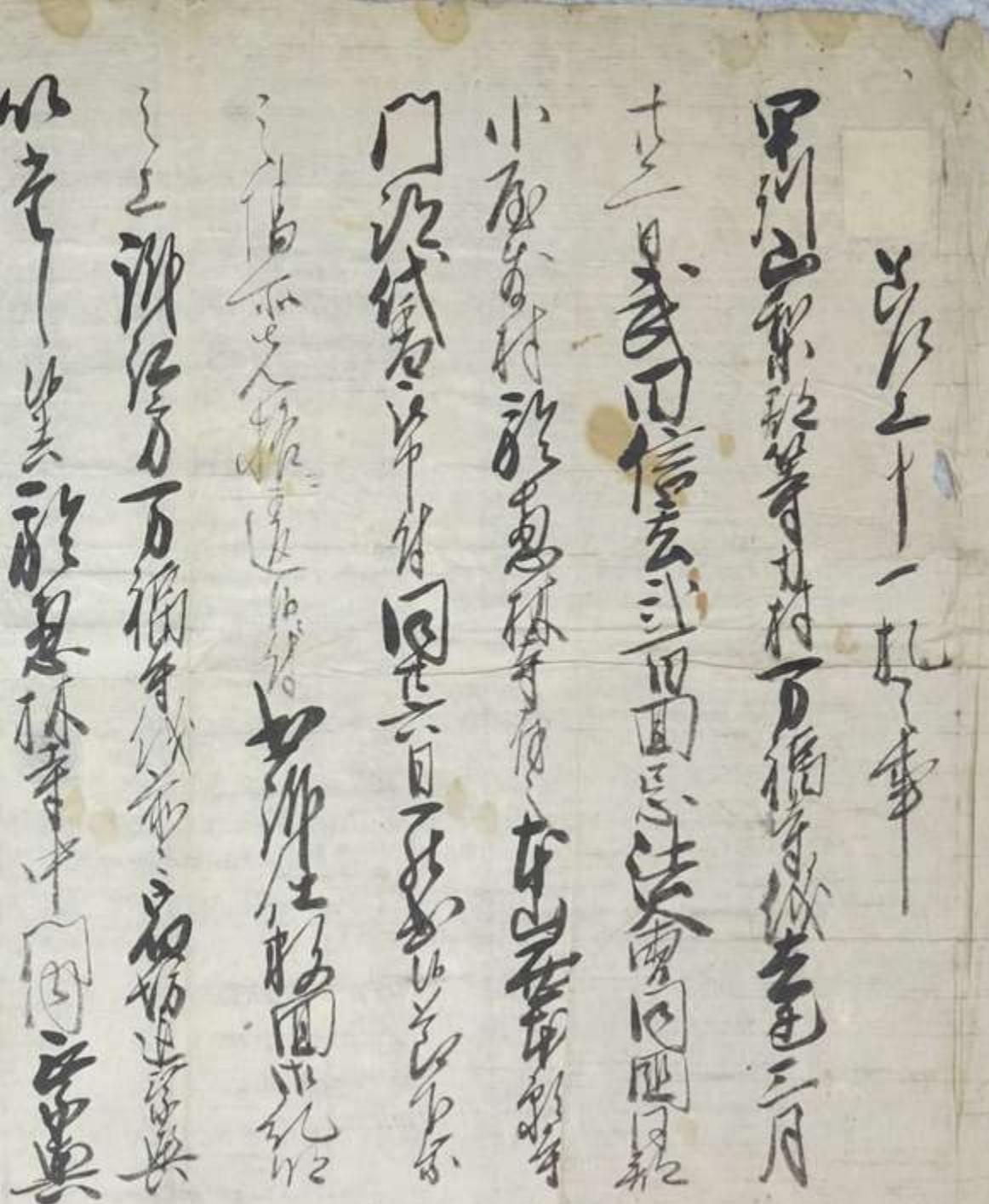
刀、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、軍、

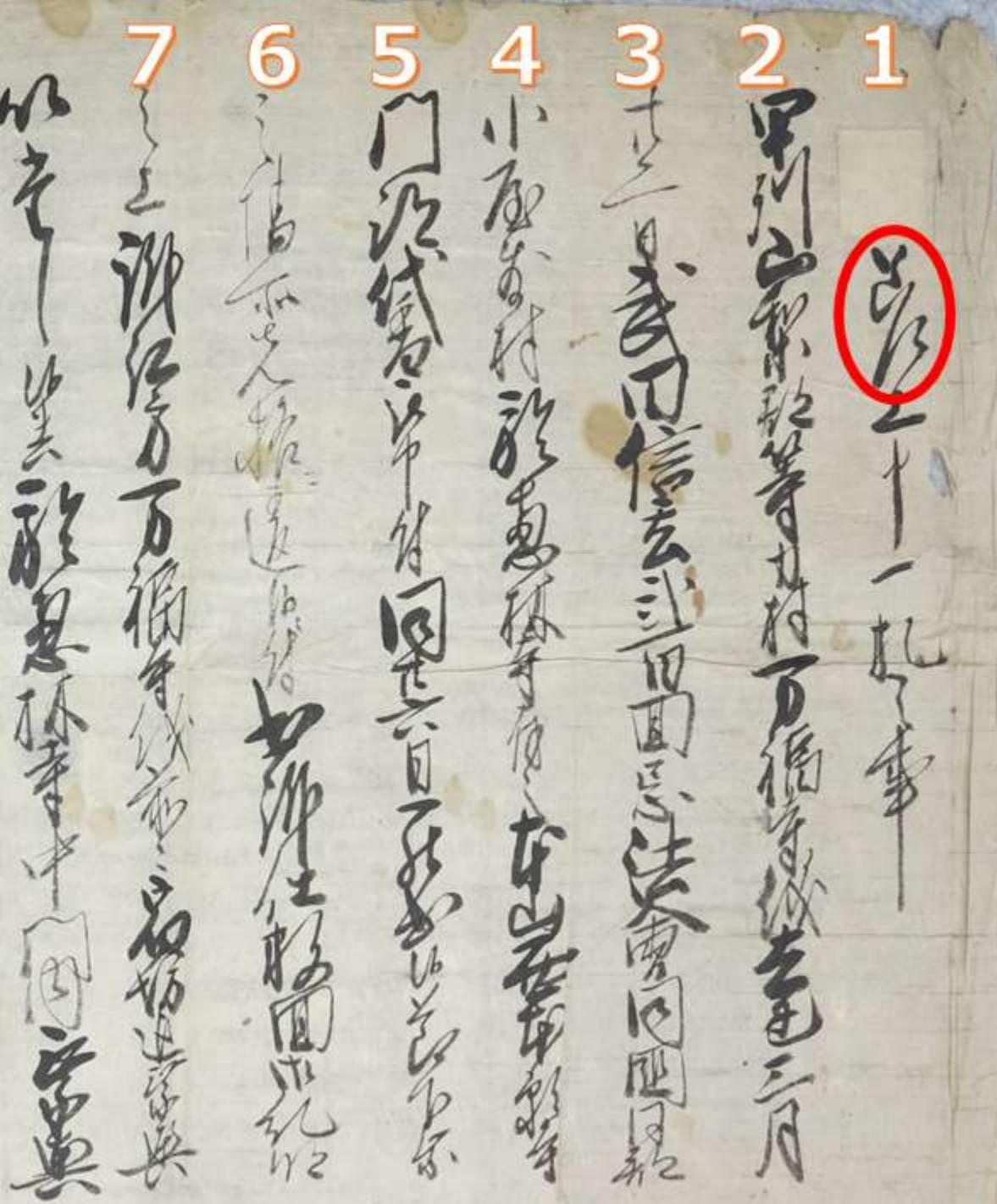
之、該、廣、生、八、以、之、之、方、之、之、

之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、

ではさっそく、区切りながら読んでいきましょう。

なお、これまでの「おうちで古文書講座」で説明がある文字については、説明を省略します。





1 差上申一札之事

「行目、「事書（ことがき）」と呼ばれる部分です。この古文書のタイトルが書かれています。

「差上申一札之事」、いろいろ読み方はあります。私は「さしあげもうすいっさつのこと」と読んでいます。

これが「差」。ちよつと縦長ですが、「差」の典型的なくずしです。

1 2 3 4 5 6 7

2月正月の事
甲州山梨郡等々力村万福寺儀去丑三月
すとまきの信玄が田畠を賣るに因る
小豆の付合をもつて其の後をもつて
口ひそめ等々力村の事
山梨の事
山梨の事

2 甲州山梨郡等々力村万福寺儀去丑三月

2行目。

「甲州…万福寺」あたり
までは大丈夫でしょうか。

「等々力」、現在の地名
では「等々力（村）」でのしは
ですが、江戸時代にはこもしあります。読みは
ように書かれることもしばら
ばしばららず「とどろき（む
ら）」です。

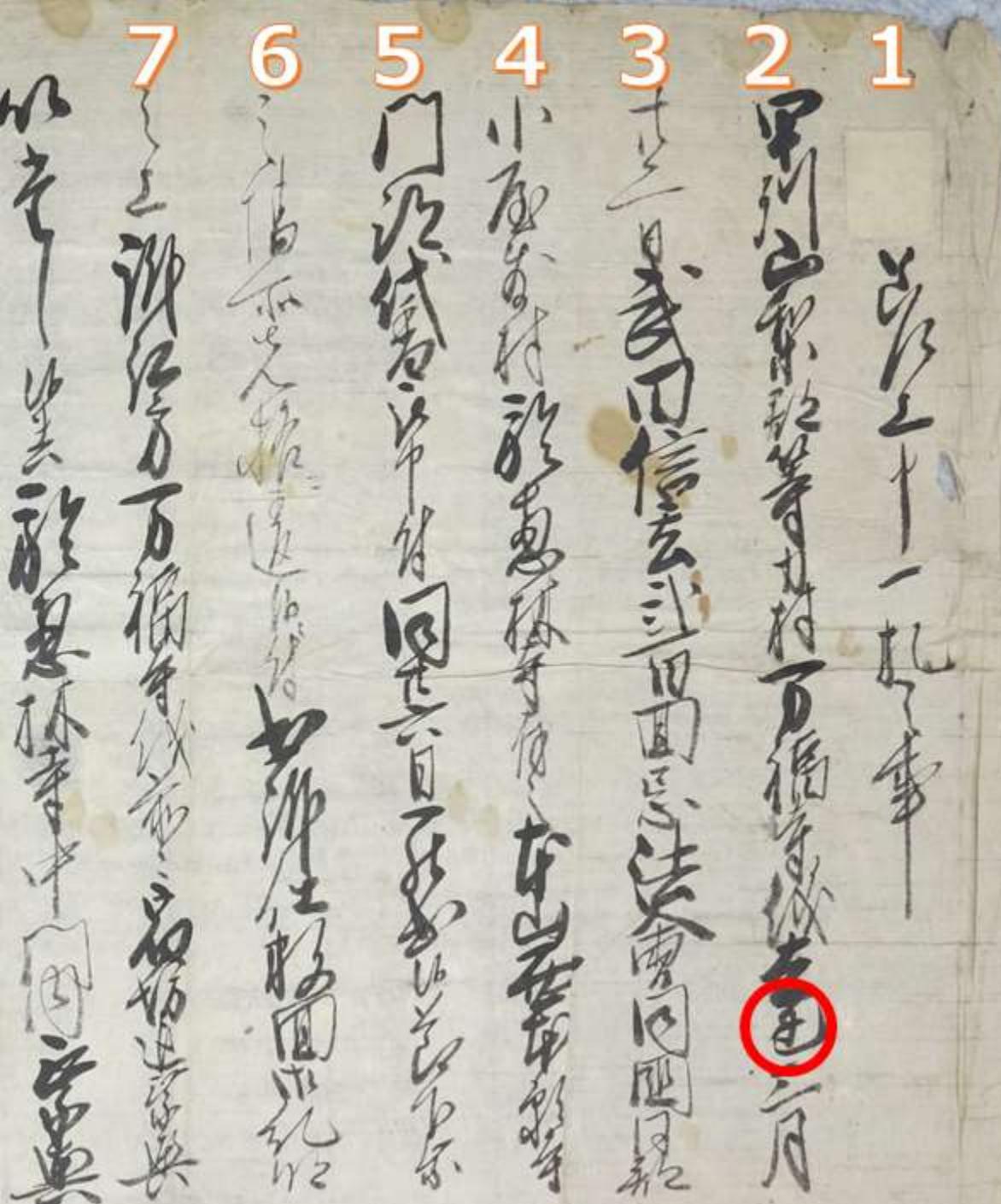
1 2 3 4 5 6 7

甲州山梨郡等力村万福寺儀去丑三月
すと身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り
身に付く事無く此處に在り

2 甲州山梨郡等力村万福寺儀去丑三月

2行目。
「儀」、近世文書では区切りの語として頻出です。〈にんべん〉とつくりの「義」の区別がつくでしょうか。

「義」だけでもよく出でます。文中で使わ「義」もくること場合、「儀」同じ意味で出でてくることが多いです。



2 甲州山梨郡等力村万福寺儀去丑三月

2行目。
「去」「三月」はOKで
しょうが、「丑」は少
し難しいかもせん
(「巳」にも見えます
ね)。

「十干」と「十二支」は
文字の形を確認しておき
ましょう。

十干：甲、乙、丙…

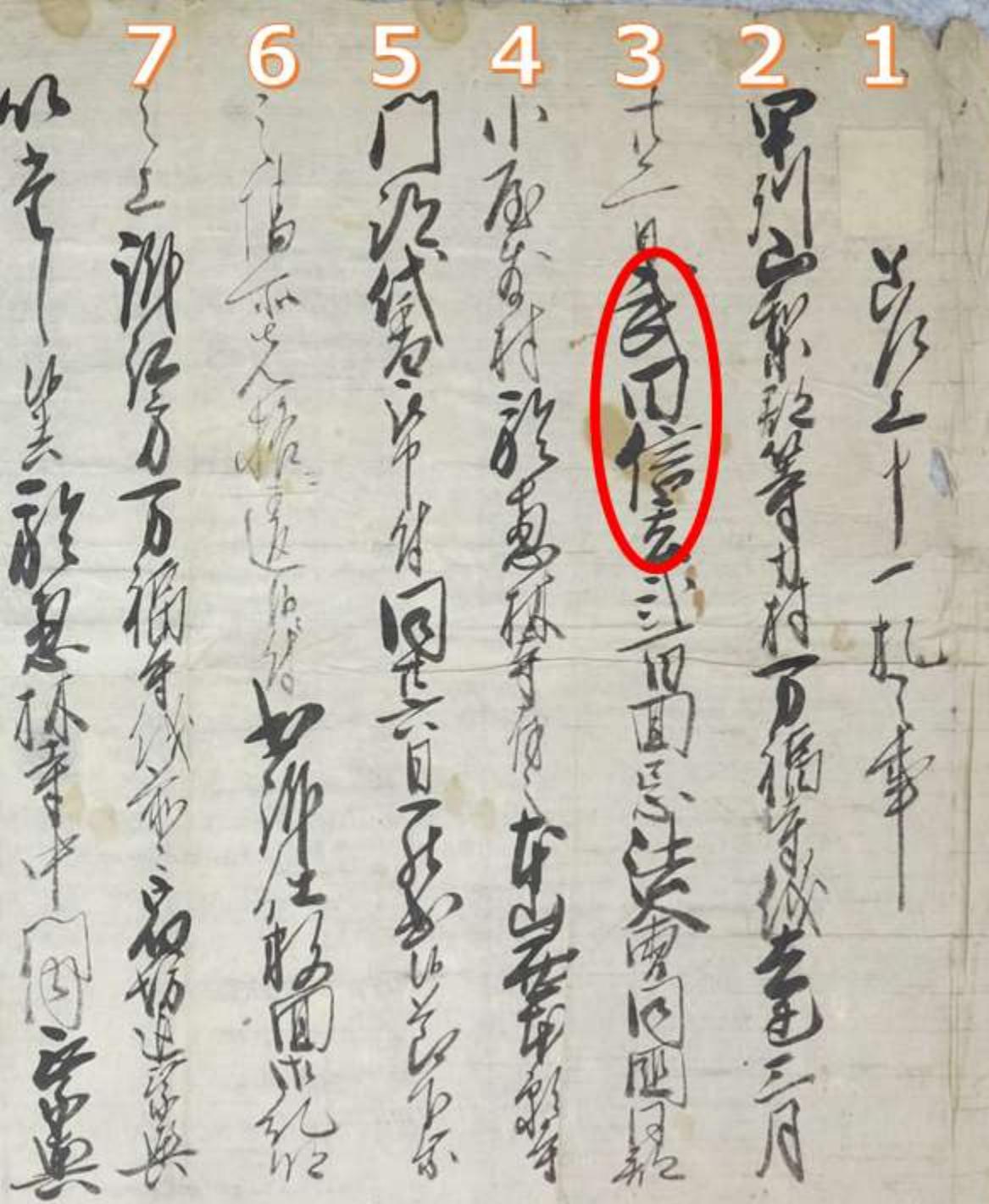
十二支：子、丑、寅…

1 2 3 4 5 6 7

三月廿日信玄公忌法會同國同郡
甲子年正月廿日信玄公忌法會同國同郡
小豆島に於て御靈廟奉事を終りたる事
門脇信秀等の御靈廟奉事を終りたる事
御靈廟奉事を終りたる事
御靈廟奉事を終りたる事
御靈廟奉事を終りたる事

3 甘二日武田信玄公百回忌法會同國同郡

3行目。
「甘（にじゅう）」も慣
れが必要かもしません。
でもここでは前に「三
月」とあり、後に「二
月」がくるので、入る可
能性がある文字は「十」
しかありえませ
ん。



武田信玄の二百余回忌の
法要の話ですね。信玄が
亡くなったのは元亀3
(1571)年ですから、そこ
から200年ほど後の古文書
であることがわかります。

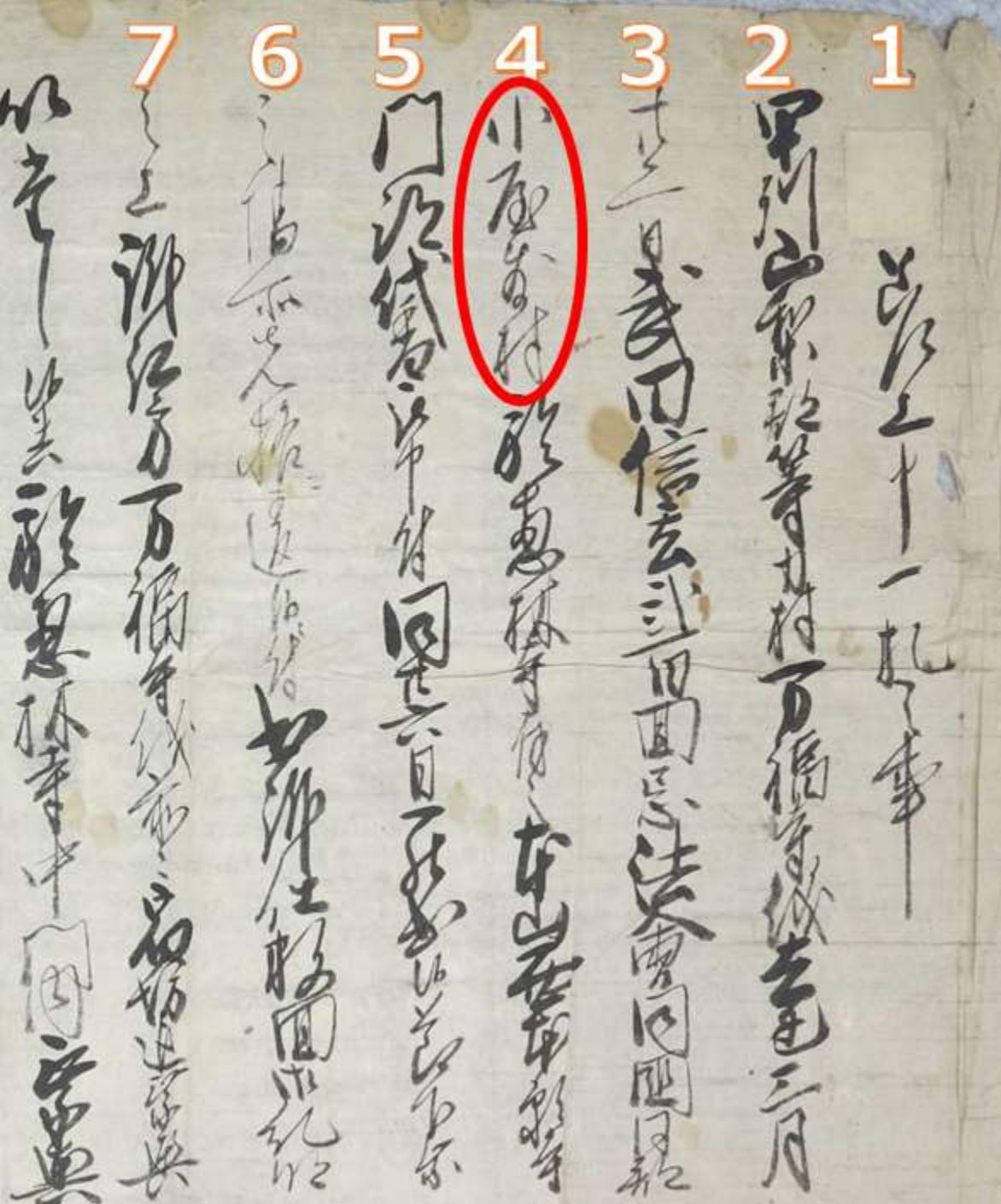
4行目。

甲斐国に「小屋敷村」はありません。ここでは、後ろの「同国同郡」、後ろの「惠林寺」などから、「後屋敷村」の誤記であることがわかります。

誤記を見つけたら優しい気持ちで註記をつけてあげましょう。

4 (後) 小屋敷村於惠林寺有之本山西本願寺

1 2 3 4 5 6 7
1 2 3 4 5 6 7

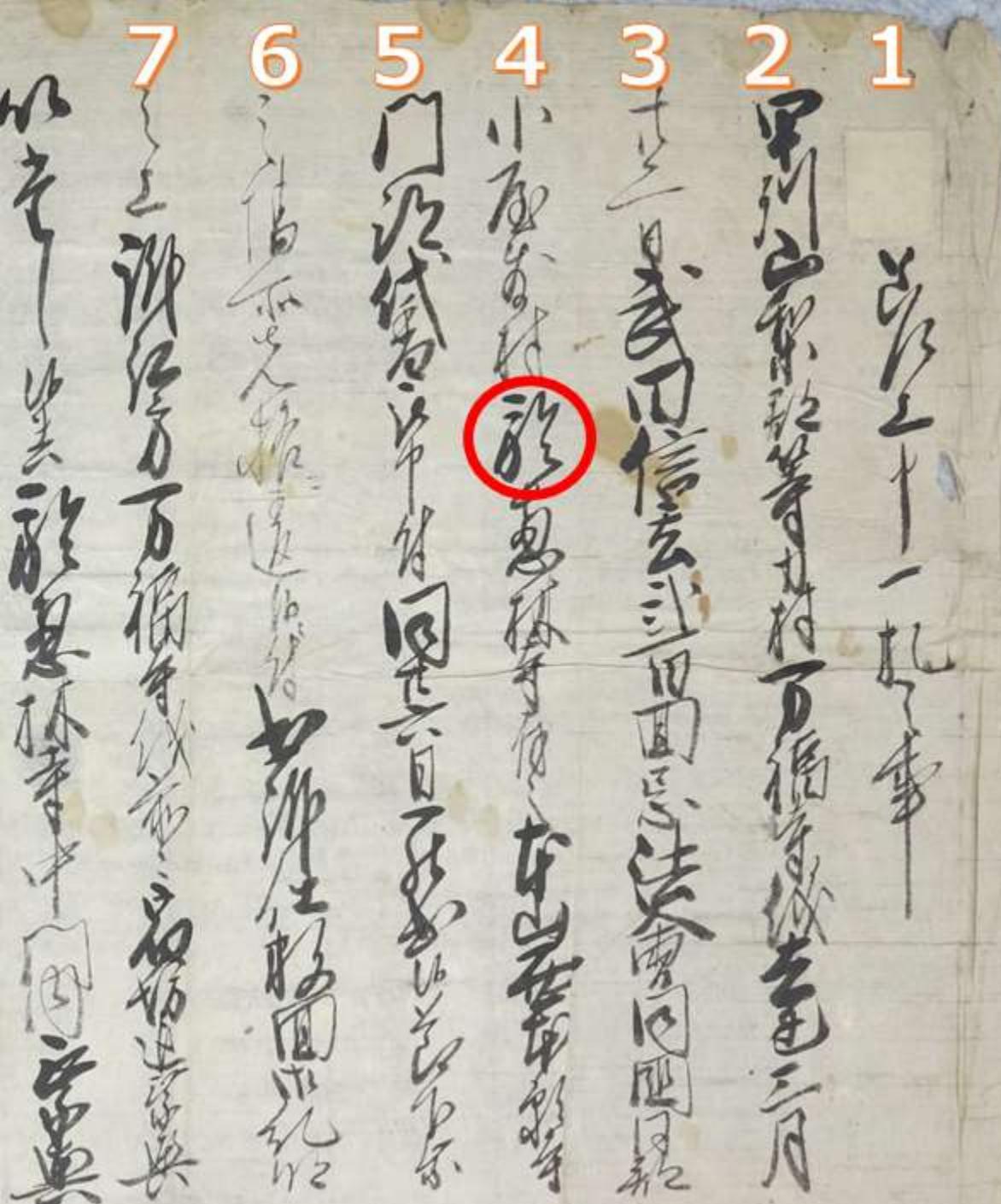


4 小屋敷村於惠林寺有之本山西本願寺

4行目。

なお「屋敷」も、特に江戸時代の古文書では頻出の言葉です。さらに「敷」は、例えば「致間な動詞（いたすまじく）」などのように、打消の助動詞「まじ」の連用形「まじく」の当て字として、よく出できます。

助動詞とか連用形とか、高校時代の古文の授業を思い出しますね。



4 小屋敷村於惠林寺有之本山西本願寺

4行目。
「於」、ここではそれなりに丁寧に書いています
が、もっとくずれて書かれるのが一般的です。

オー オー

〈てへん〉の文字のよ
うにみえることもあります。ひらがなの「お」の
もとになった文字です。

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

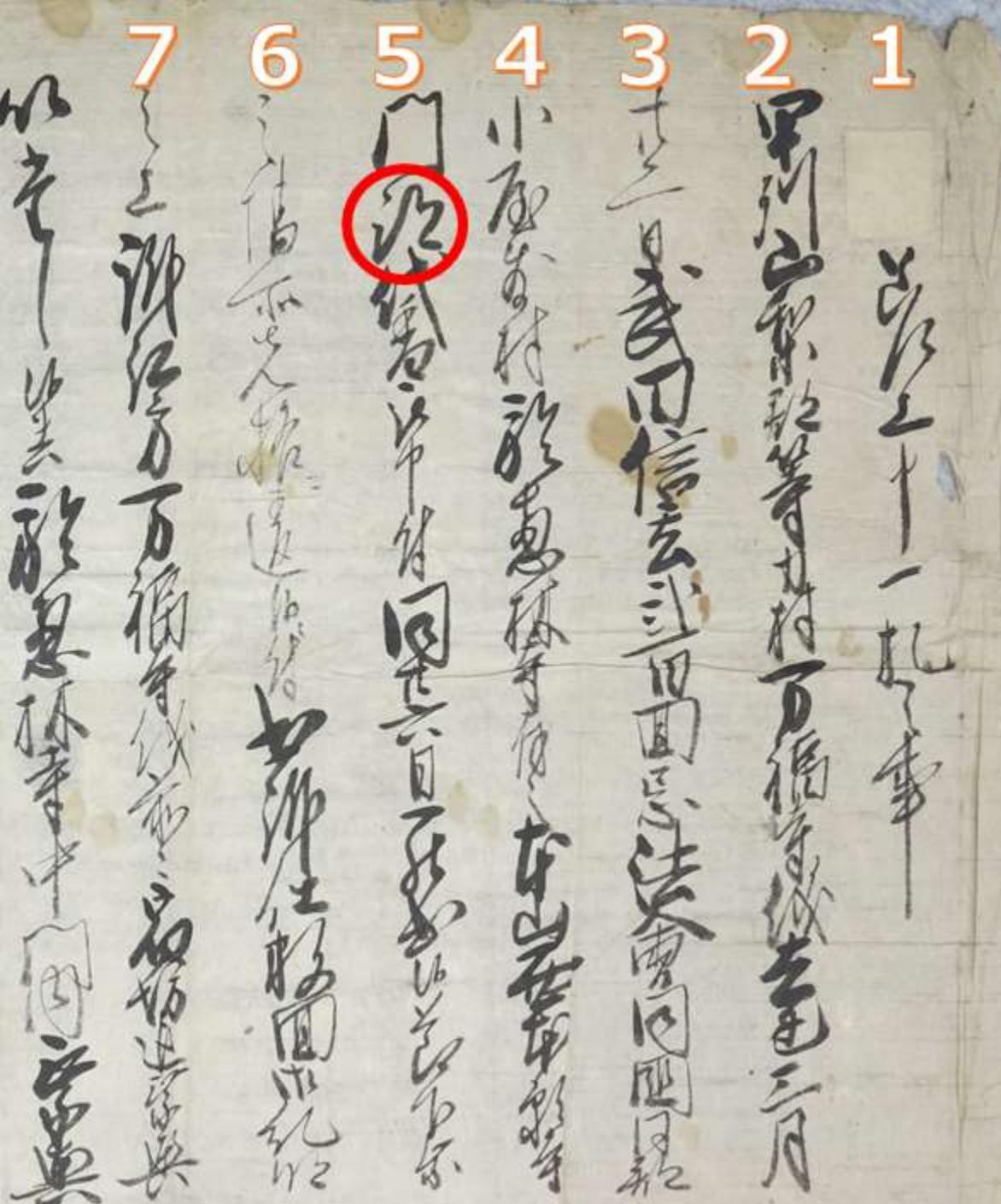
1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

1 2 3 4 5 6 7

4 小屋敷村於惠林寺有之本山西本願寺

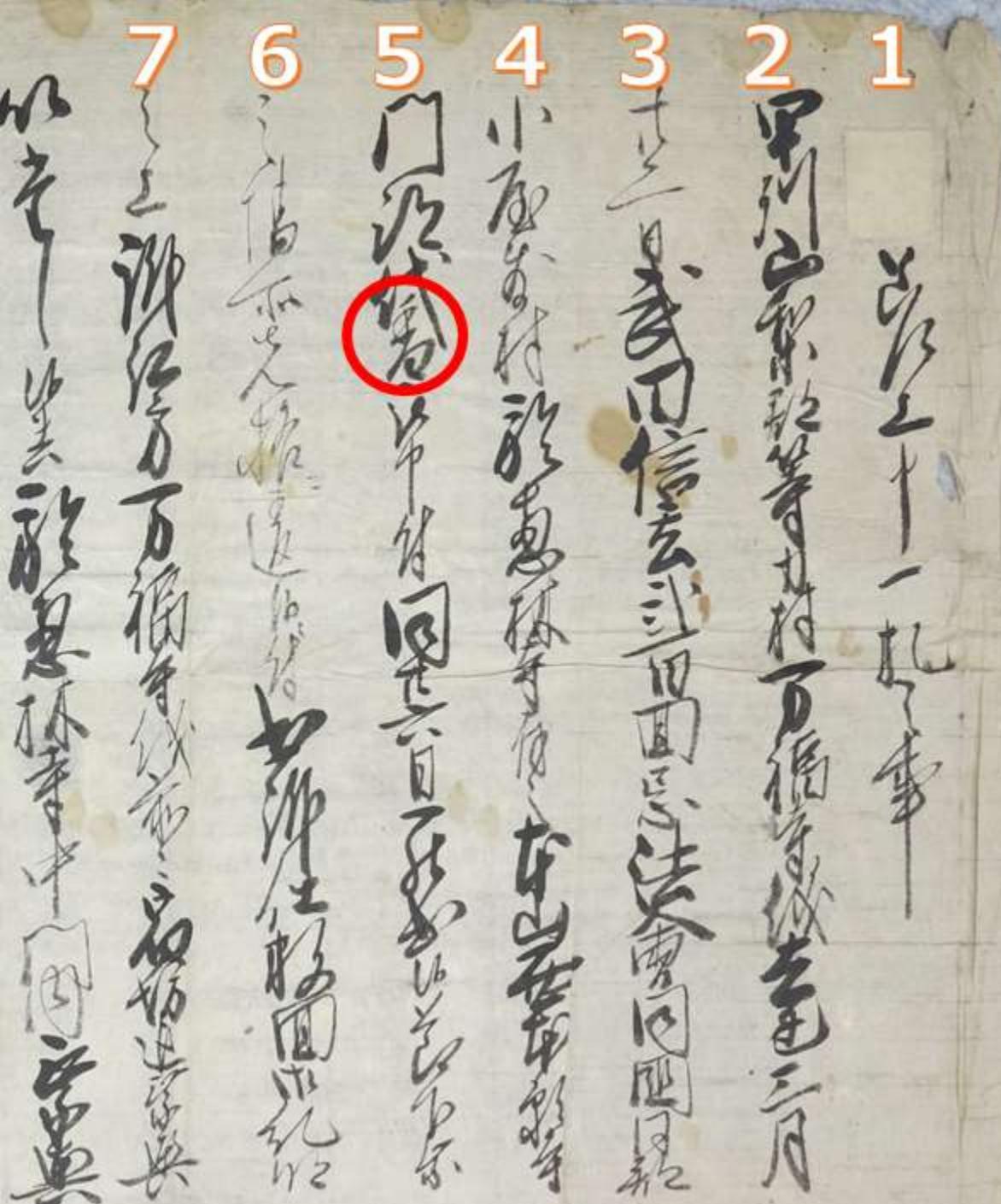
4行目。
「有」は前回（第8回）
で説明がありましたので
省略します。



5

5行目。
「門」は読みますか？
「跡」は難しいですね。
ただし古文書だとたまにし
て出できます。同じくあ
へんの「路」などとあ
わせて確認しておきま
しょう。

ひとつひとつの文字の
かたちも大切ですが、こ
こでは「門跡」という言
葉からも連想したいと
ころです。



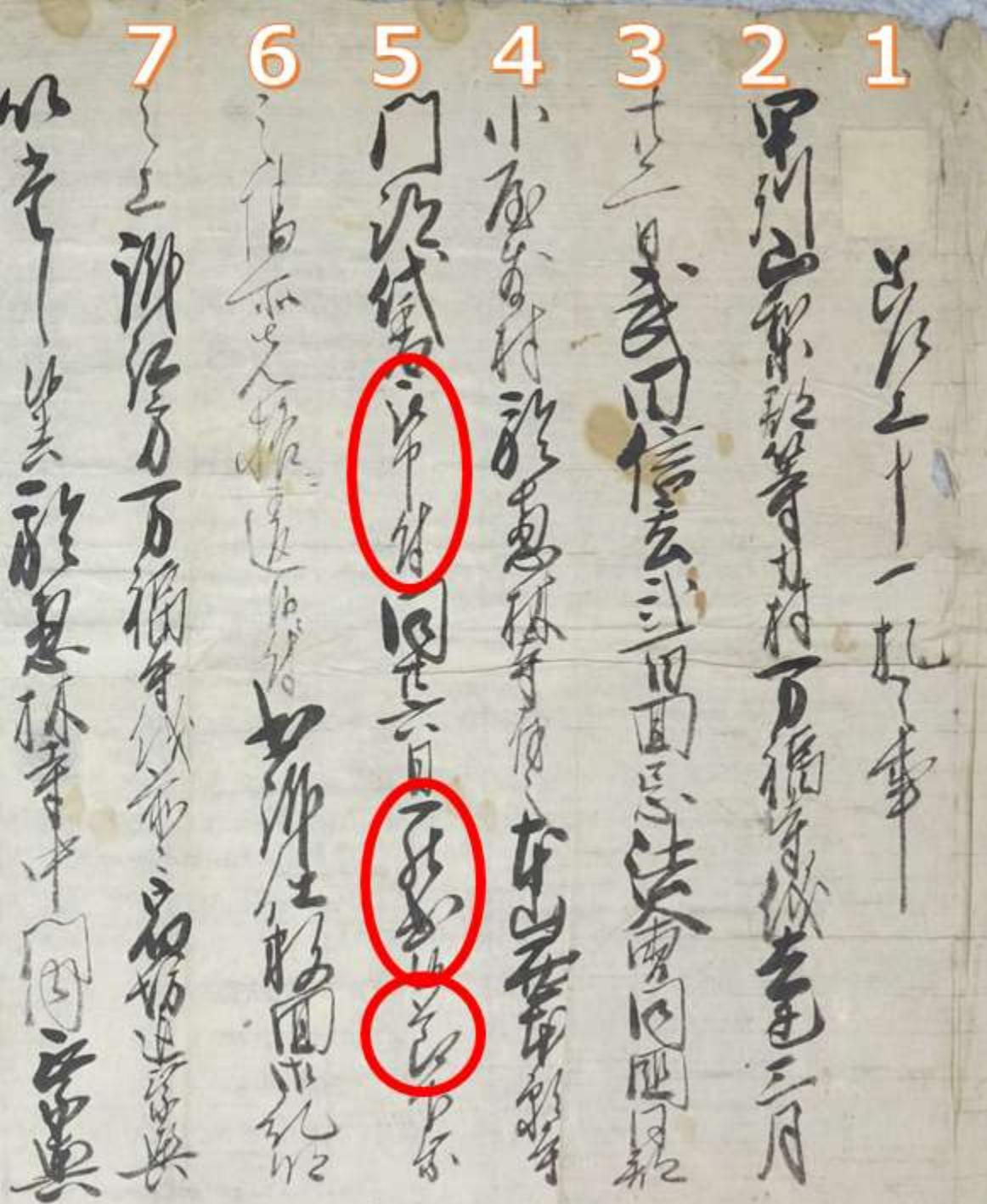
5 門跡代香被申付同廿六日罷出候節下乘

5行目。
「番」にも「看」にも見えなくはありませんが、「香」です。

ここでは信玄の二百余回忌の法要にあたり、万福寺の僧侶が、西本願寺に焼香することを言っているのでしよう。

5 門跡代香被申付同廿六日罷出候節下乘

5行目。
「被申付」、「罷出」、
「節」、いずれも古文書
頻出の定番フレーズです
が、既出ですので省略し
ます。



7
6
5
4
3
2
1

乗事
御内事
御内事
御内事
御内事
御内事
御内事

5 門跡代香被申付同廿六日罷出候節下乘

5行目。
「乗」はけっこうくずれ
ていて読みづらいですね。

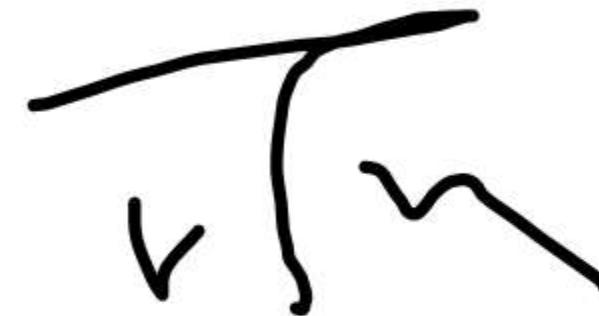
ま
く
、
ま
く
、

こんな感じで出てきま
す。形を確認しておきま
しょう。

1 事へて一れむ事
2 甲州山梨駿河等すれど徳宗也も二月
3 すと身口信玄と田畠は雲向に留
4 小原より詔書を承りて在る事無
5 丹波守信玄と同六日をもととて
6 いわゆる信玄の御文
7 と御所方の御手紙をもととて

6 之場所先格ニ違候ニ付出来仕数回御糾明

6行目。
「所」はこんなふうに

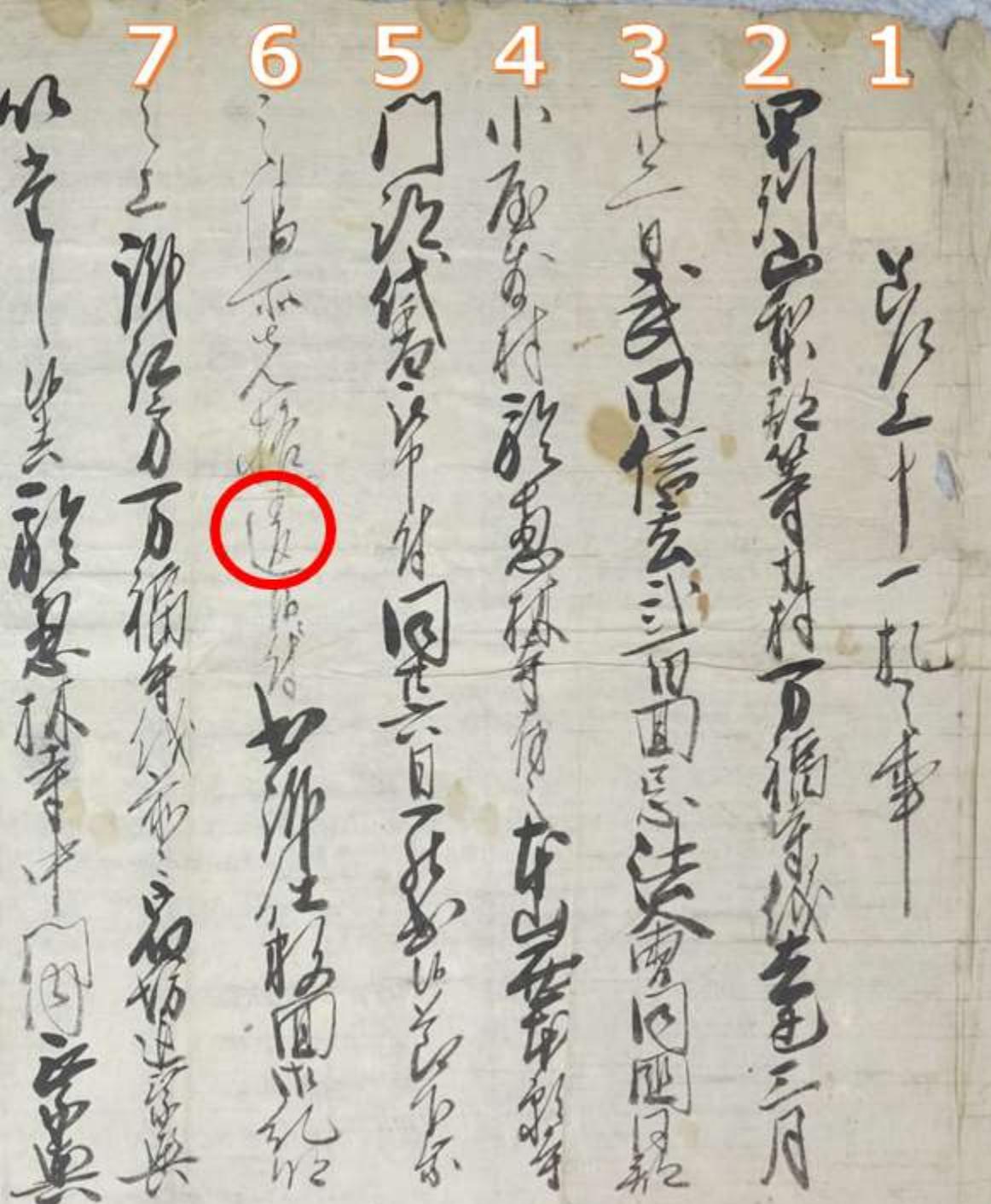


書かれることが多いです。
覚えておきたいくずして
覚ます。

6行目。

「違」は例によって異体字なのですが、環境の問題で出ないので「違」を使っています。詳しくは第6回をご覧ください。

6 之場所先格—違候—付出訴仕数回御糾明



1 2 3 4 5 6 7

之場所先格ニ違候ニ付出来仕数回御糾明
申上事
甲州山梨駿河等すれど徳宗城をも二月
三日、吉田信玄が西園寺法雲に附見
小倉主は詔書をもて奉りて、左近の事
口ひそめ爲し皆因六月とあると云ふ
御内定の事
御内定の事
御内定の事

6 之場所先格ニ違候ニ付出来仕数回御糾明

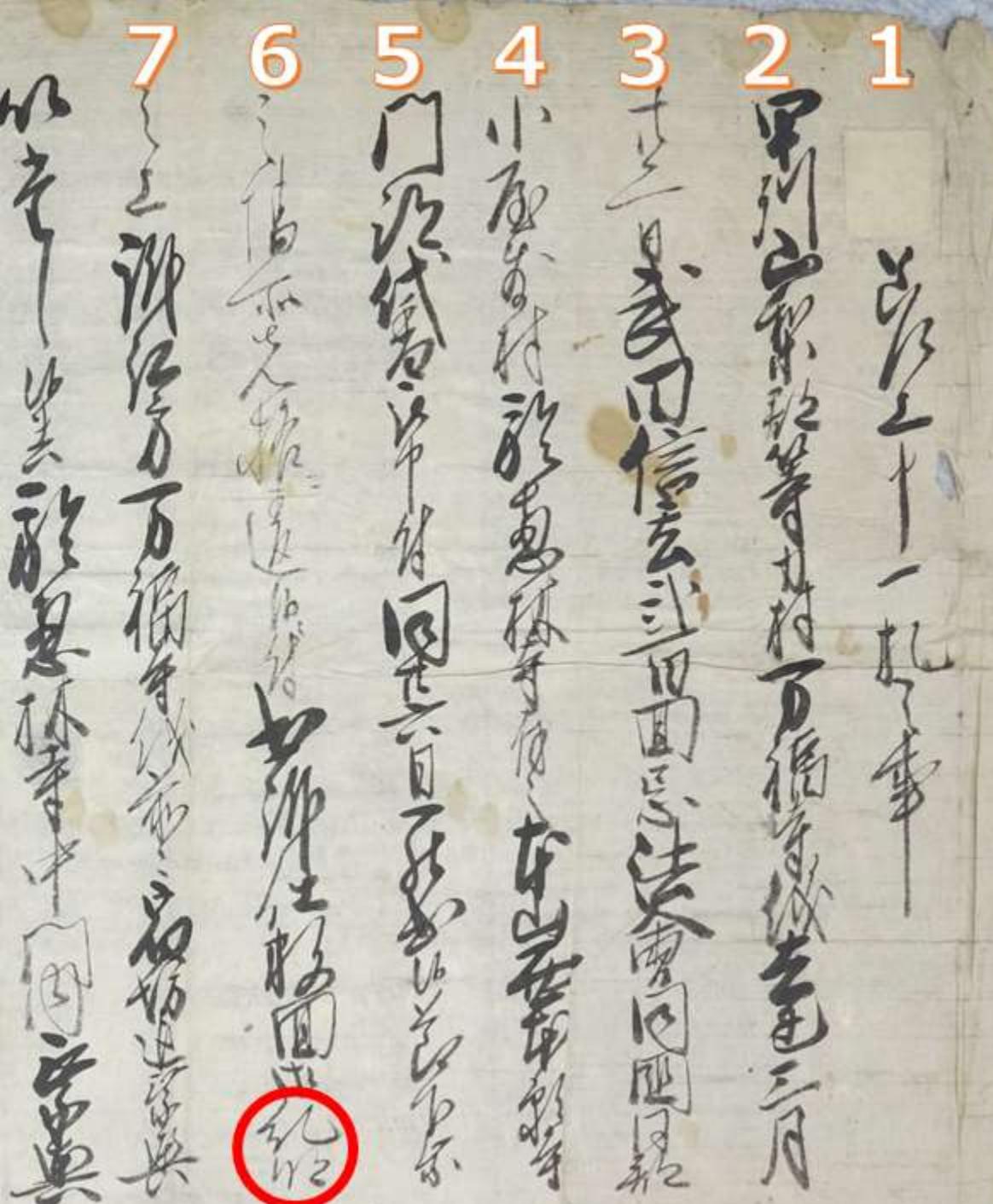
6行目。

ちょっとテンションが
上がっているのか、だい
ぶ勢いのある「出訴」で
す。「出」は第2回で既
出です。

「訴」は〈ごんべん〉
であることがわかれれば、
つくりの「斥」は難しく
ないはずです。

6行目。
「糺明」も、さきほどの
「訴」と同じように、
〈へん〉と〈つくり〉の
対応から読みとべきましょ
う。「糺」のくいとへ
ん〉がわかるでしょうか。
なお「明」は第2回で扱
われています。

6 之場所先格—違候—付出訴仕数回御糺明

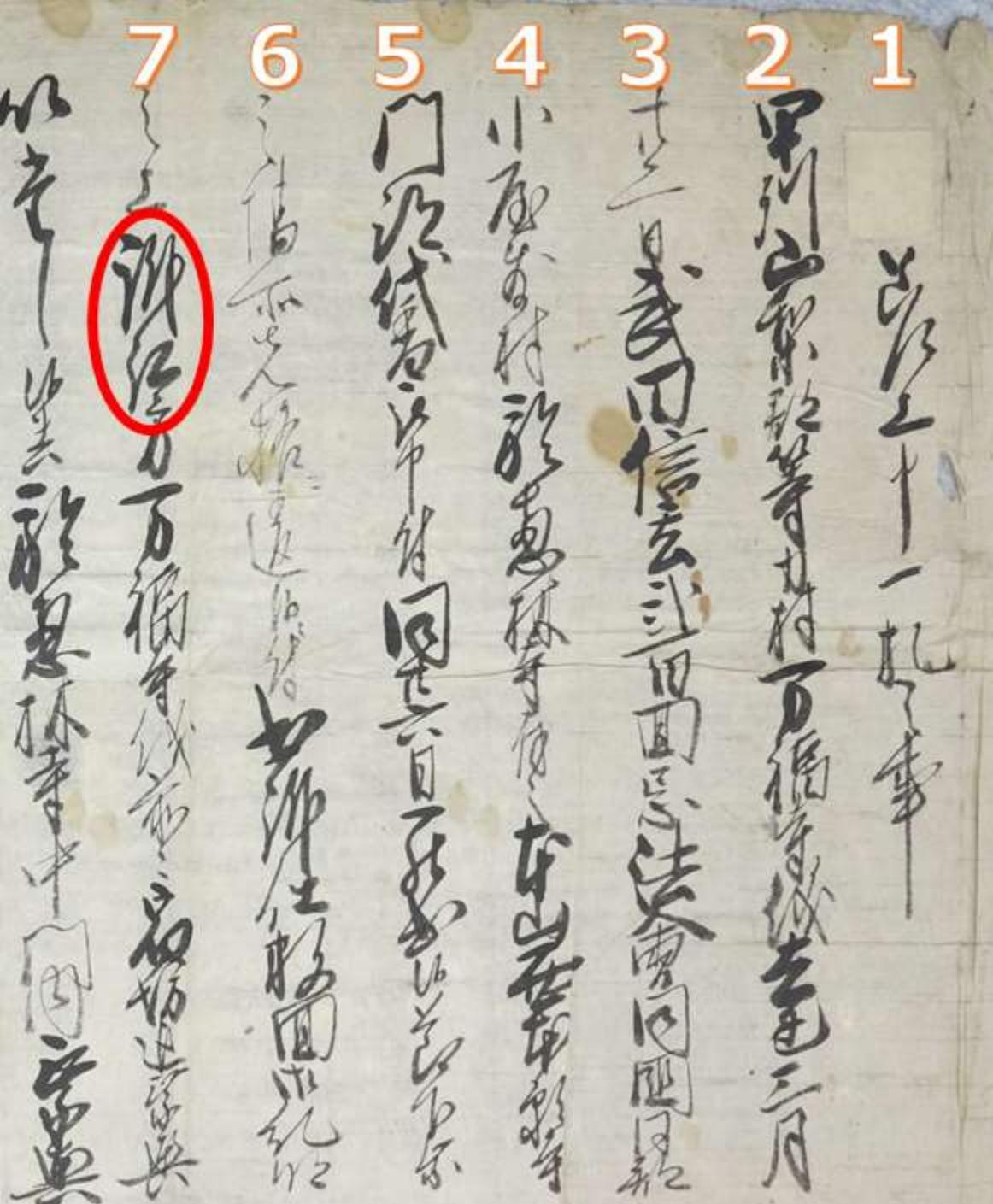


7行目。

「訴」は6行目と同じです。その下の文字は判断に迷いますが、「ごんべん」とあると思われるところから「訟」と読んでおきましょう。

間違っていたら後から直せばいいのです。とにかくそれらしい候補をあてて、先に進みましょう。

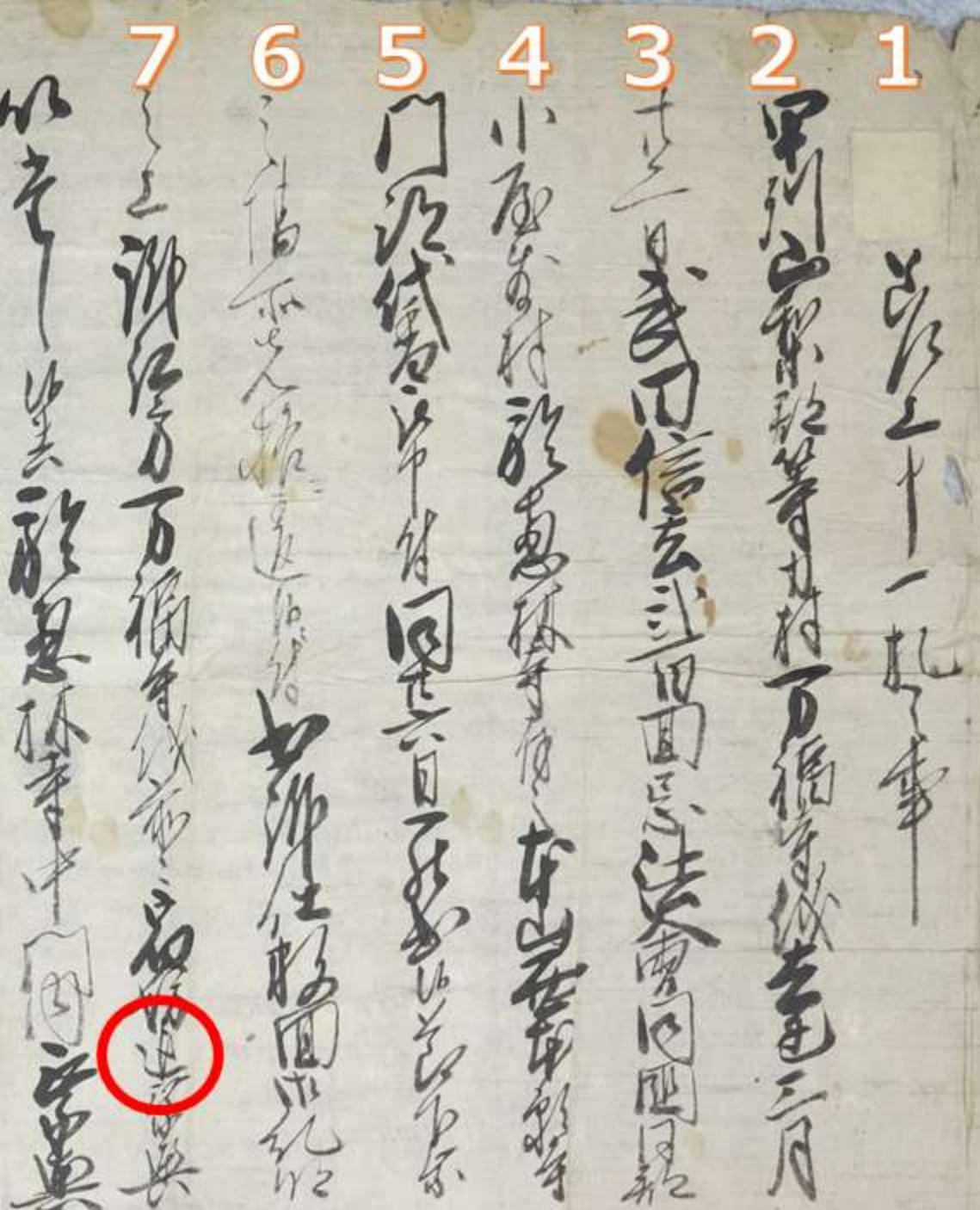
7之上訴訟方万福寺儀前々宿坊迄乗輿



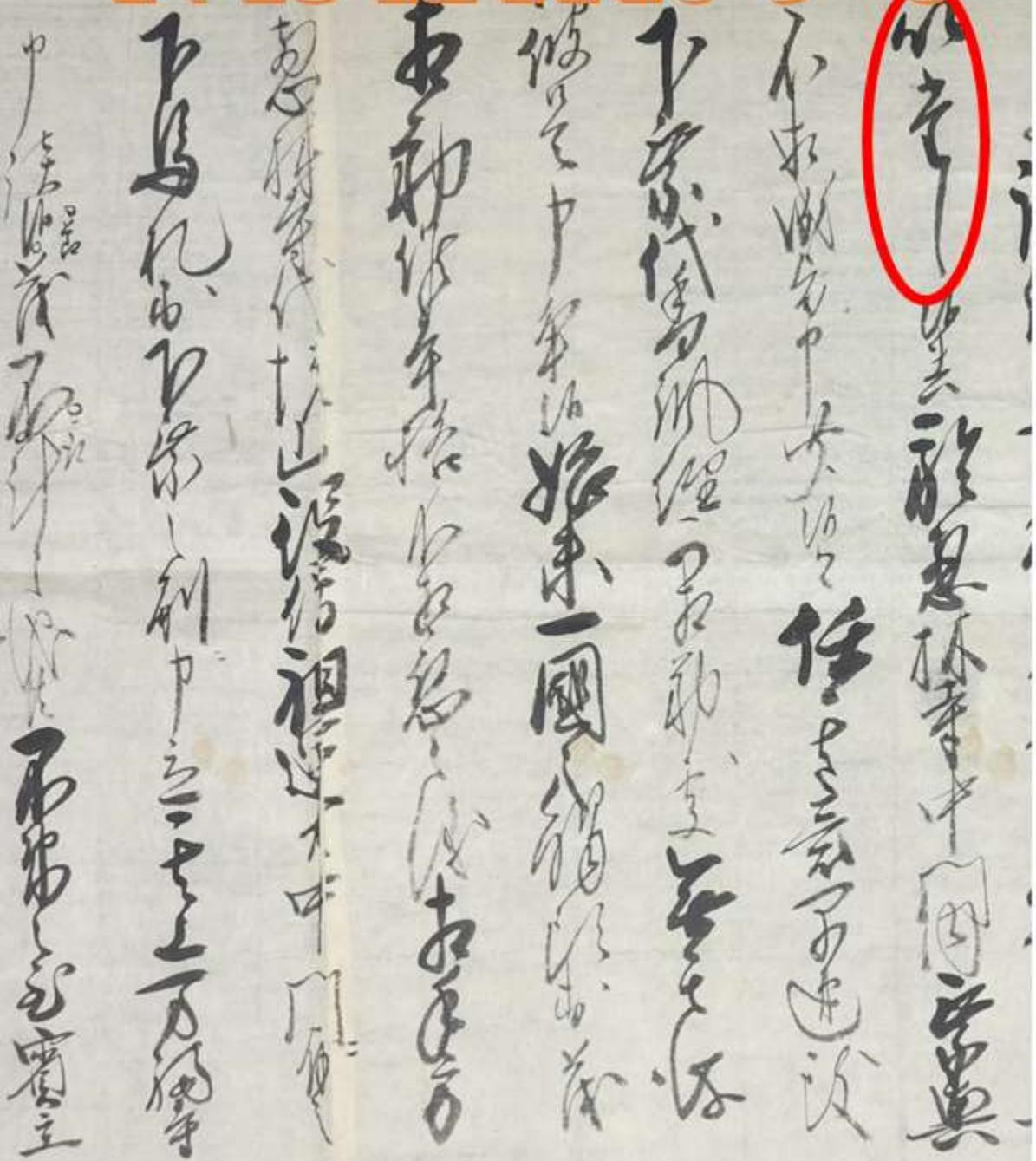
7行目。
「迄」か「近」か「返」
か、悩むところですが、
文脈からだと前2者はい
ずれかになりそう。さて
とりあえづ「迄」をあて
ておきましょう。

間違っていたら後から
直せばいいのです。（以
下略）

7之上訴訟方万福寺儀前々宿坊迄乗輿



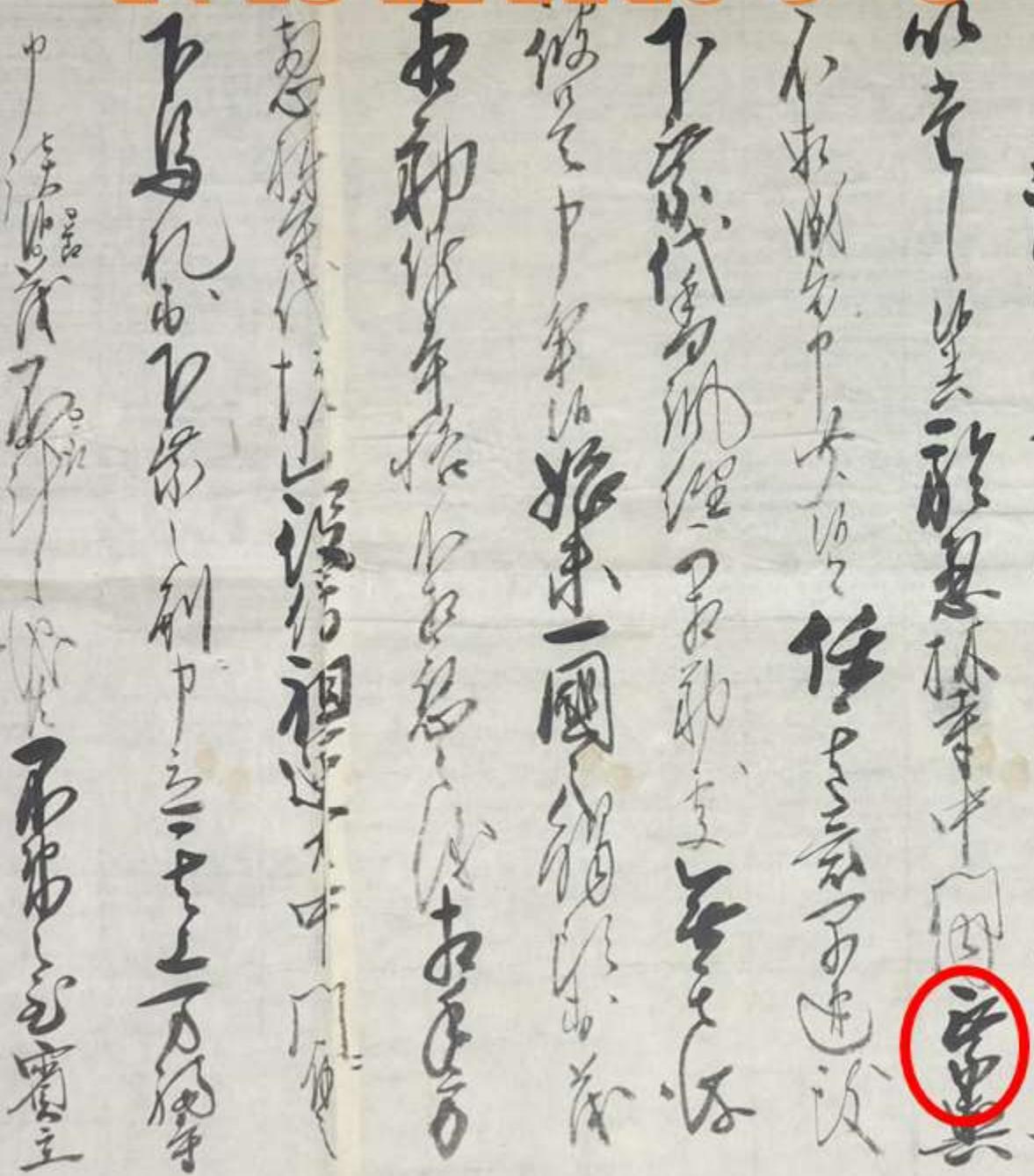
14 13 12 11 10 9 8



8 いたし候共於惠林寺中門内乘輿

8行目。
「いたし」のひらがな三連発が難しいかもしません。それぞれ「以」「堂」「之」のくずです。とくに「た」は「堂」のほかに「多」や「当」もよく使われるので注意が必要です。

14 13 12 11 10 9 8



8 いたし候共於惠林寺中門内乗輿

8行目。

ちょっと縦長ですが「乗」です。5行目とは少し形が違いますね。「乗」少の古文書では、「乗」ここで3回目です。見比べてみましょう。

14 13 12 11 10 9 8

9 不相成旨申聞候ハ、任其意早速致

9行目。
「不相成旨申聞候」は、
いざれも定番の文字で既
出です。第2回・第4
回・第8回などを参照し
てください。

14 13 12 11 10 9 8

不相成旨申聞候ハ、任其意早速致
候。代爲經手あひまくとよもな
候。ヤア事は、一國の御用を、
おゆふ。御用年給をきる。おゆふ。
おゆふ。おゆふ。おゆふ。おゆふ。
おゆふ。おゆふ。おゆふ。おゆふ。

9 不相成旨申聞候ハ、任其意早速致

9行目。

「候」の下に踊り字のようなものが見えますが、こういう場合は十中八九「候ハ」ないしは「候ハゞ」で「そうちわば」と読みます。

間違っていたら（以下略）。

14 13 12 11 10 9 8

ひそく一坐其の御是承事中内ニ裏
トモ御代馬の經つる所、主と云ふ名
候をヤア申す。此は一國の御用事也
主御は年高と云ふ。此あより
おれもアホと仰りヤアニミテアリ
アホと云ふ。主と云ふ。相手はアリ

9 不相成旨申聞候ハ、任其意早速致

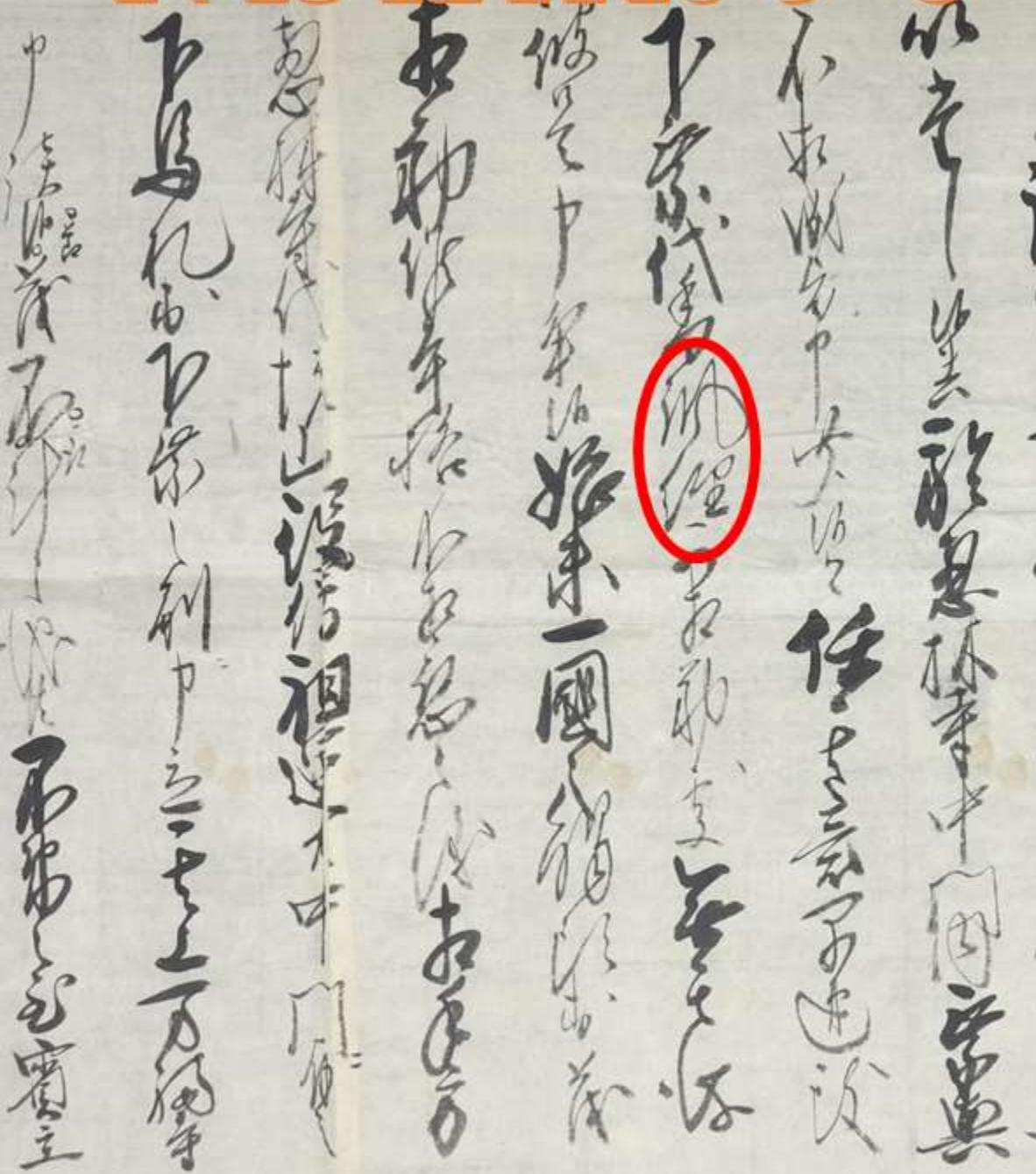
9行目。

「任」と「其」の間にう
点があり、だいたいこう
いうものは「候」と読む
のですが、意味が通りま
せん。

ここは「其」の一画目
がちょっと離れているだけ
なのでしょう。



14 13 12 11 10 9 8



10

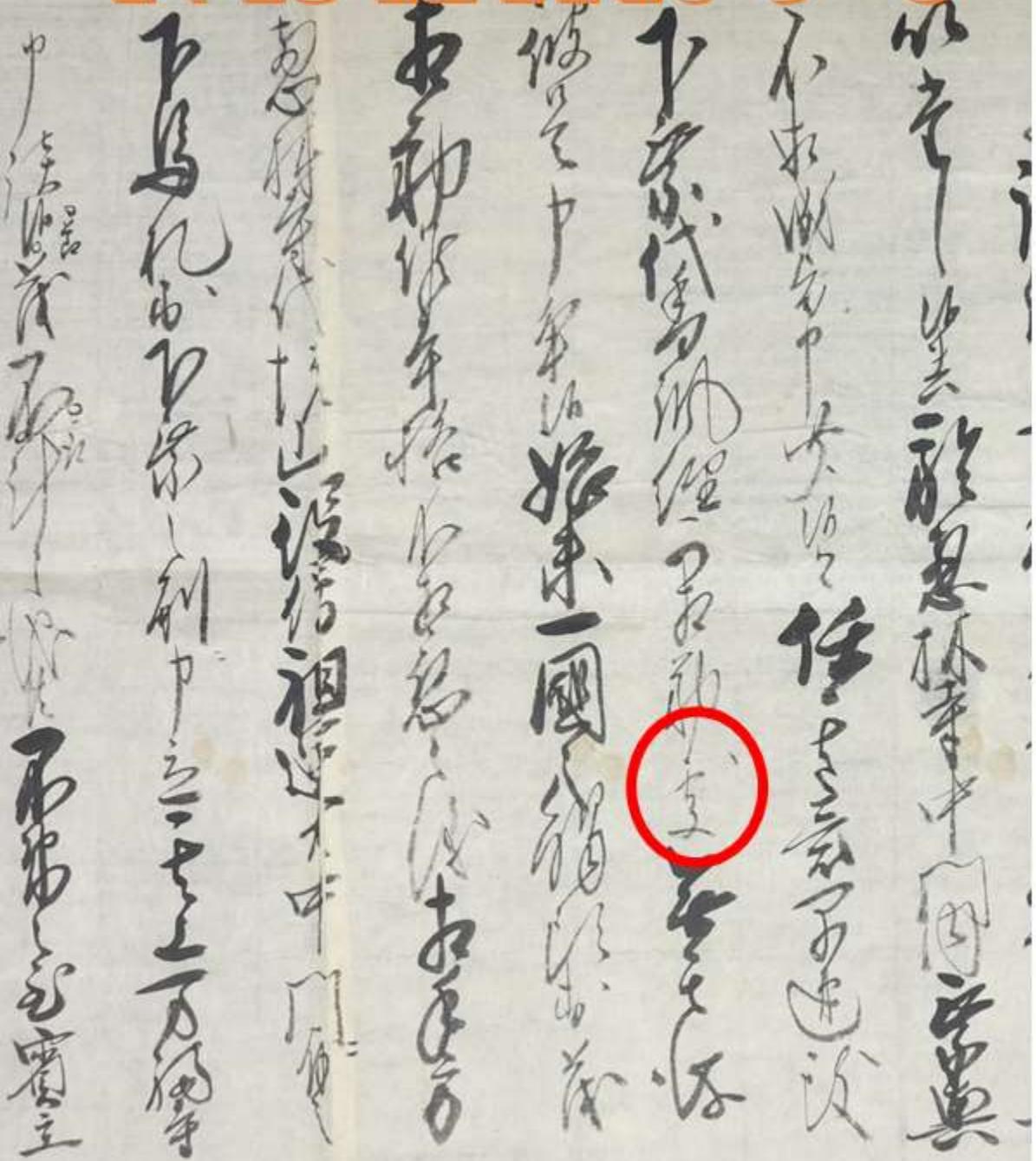
下乘代香諷經可相勤處無其儀

10行目。

「諷」は〈ごんべん〉であることがわかれればよいでしょう。あまり登場機会の多い文字ではありません。「経」は〈いとへる〉と〈つくり〉から読んでみると、特定してほしいところです。

「諷経」は「ふぎん」と読み、何人かの僧侶が声を合わせてお経を読むことです。

14 13 12 11 10 9 8



10

下乘代香諷經可相勤處無其儀

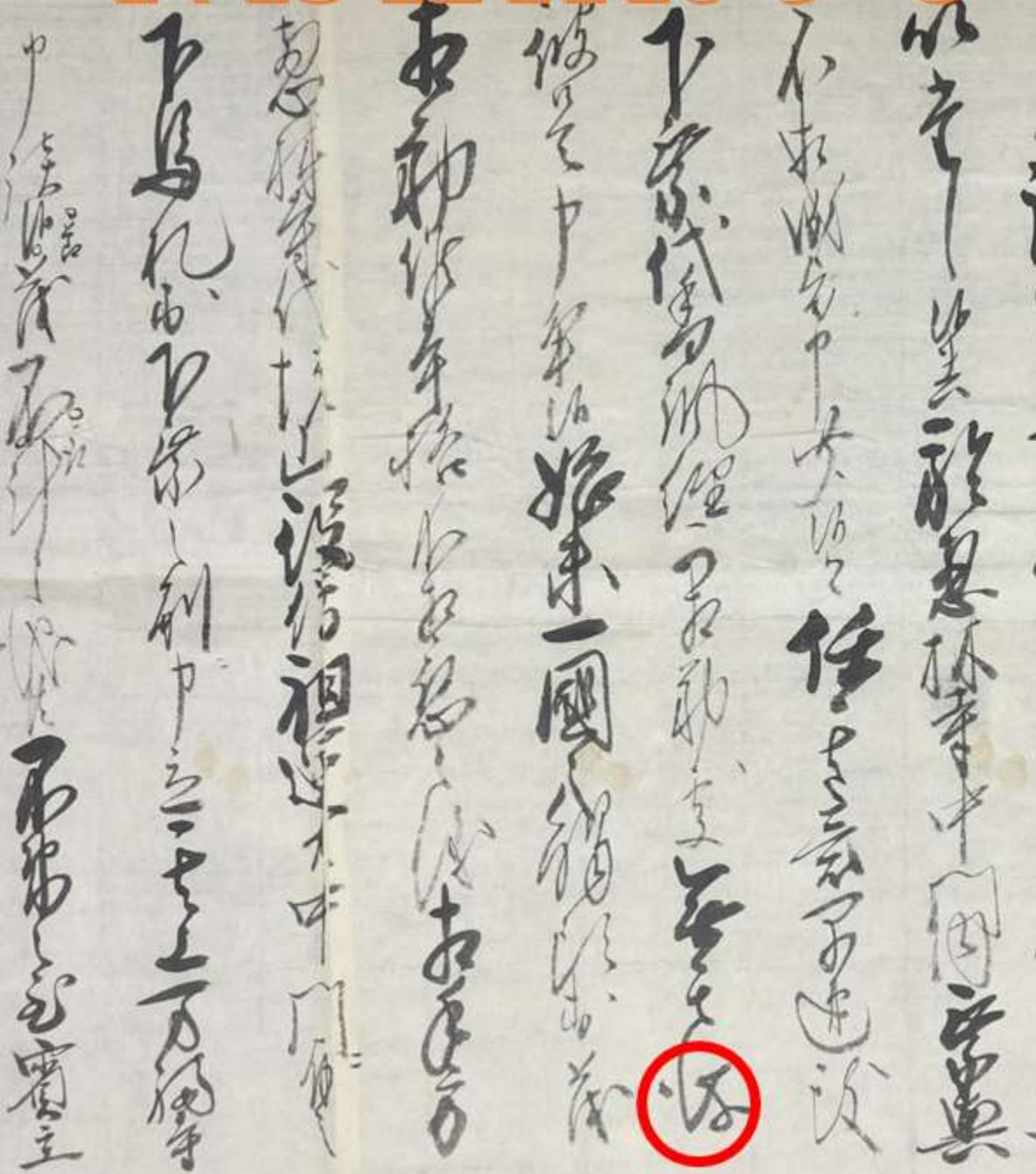
10行目。

「處」は「処」の旧字です。右上の点まで含めて一文字です。



「處（処）」はひらがなの「そ」として使われることもまれにあります。

14 13 12 11 10 9 8



10

下乘代香諷經可相勤處無其儀

10行目。

「儀」は2行目にも出てきましたが、こちらのほうがよりくずれています（辞典類では、ここまでくずれた形は載ってないかもしません）。

文脈からもここは「儀」でいきたいところです。形を確認しておきましょう。

14 13 12 11 10 9 8

11

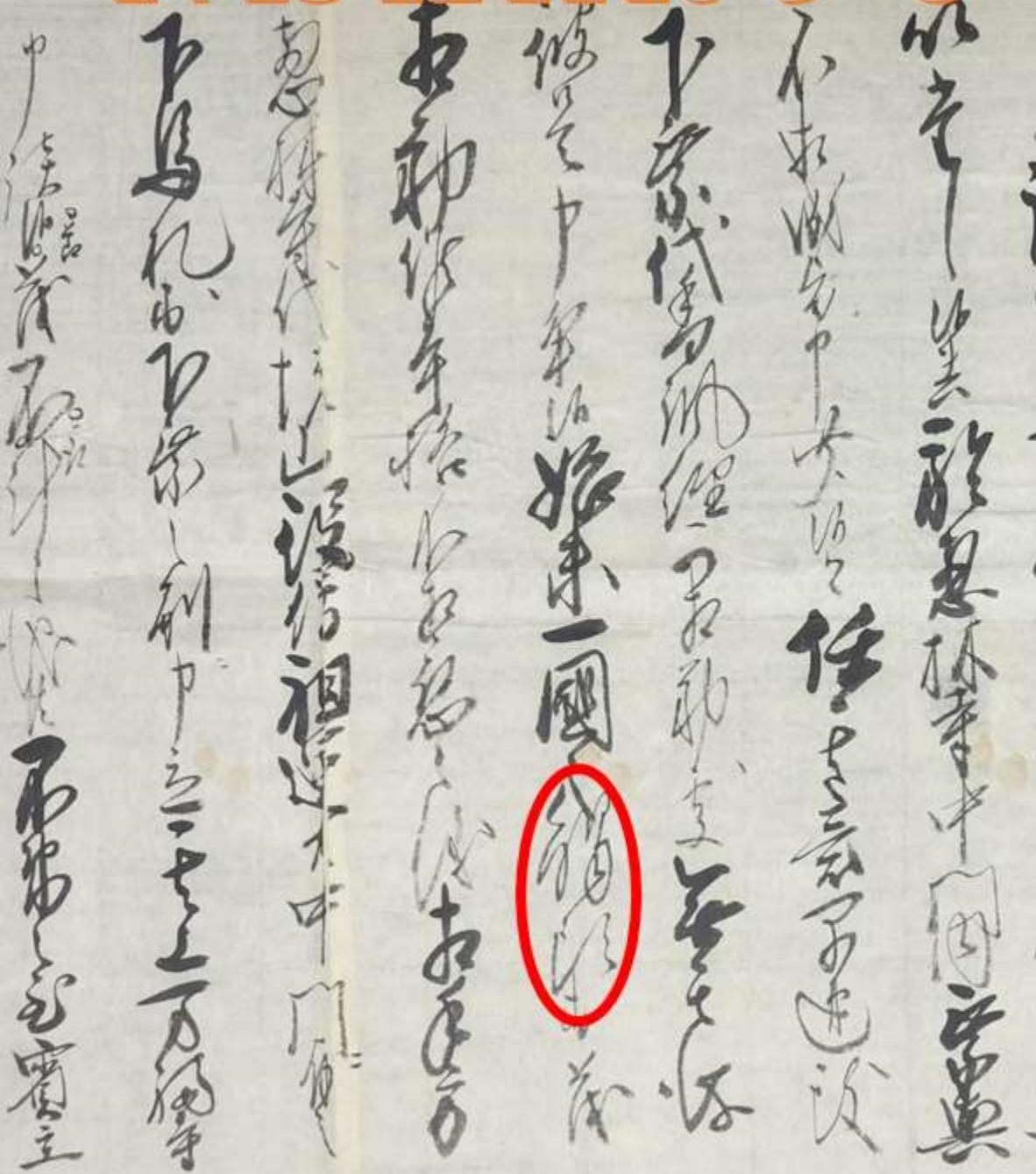
彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

「候」は第2回、第4回、
第8回で扱われていまし
たので省略します。



14 13 12 11 10 9 8



11

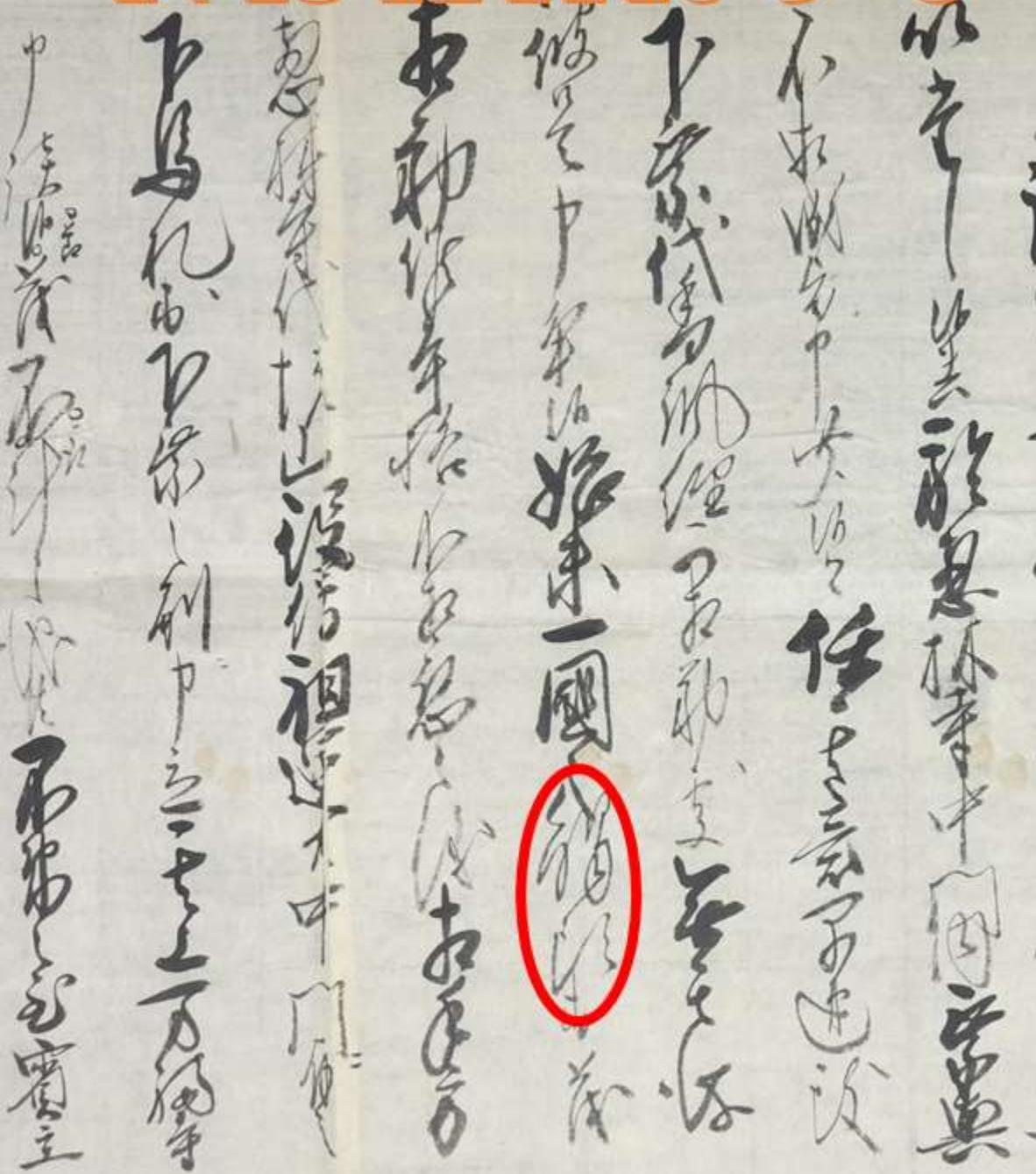
彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

「觸」はこれが「触」の旧字であることを知つていれば予想がつくかもしません。文字のかたちはそんなに大きくくずれていませんね。

「頭」は第2回に出てきました。「預」や「願」など、〈おおがい〉の文字の判別がつくようになれば中級者といつてよいでしょう。

14 13 12 11 10 9 8

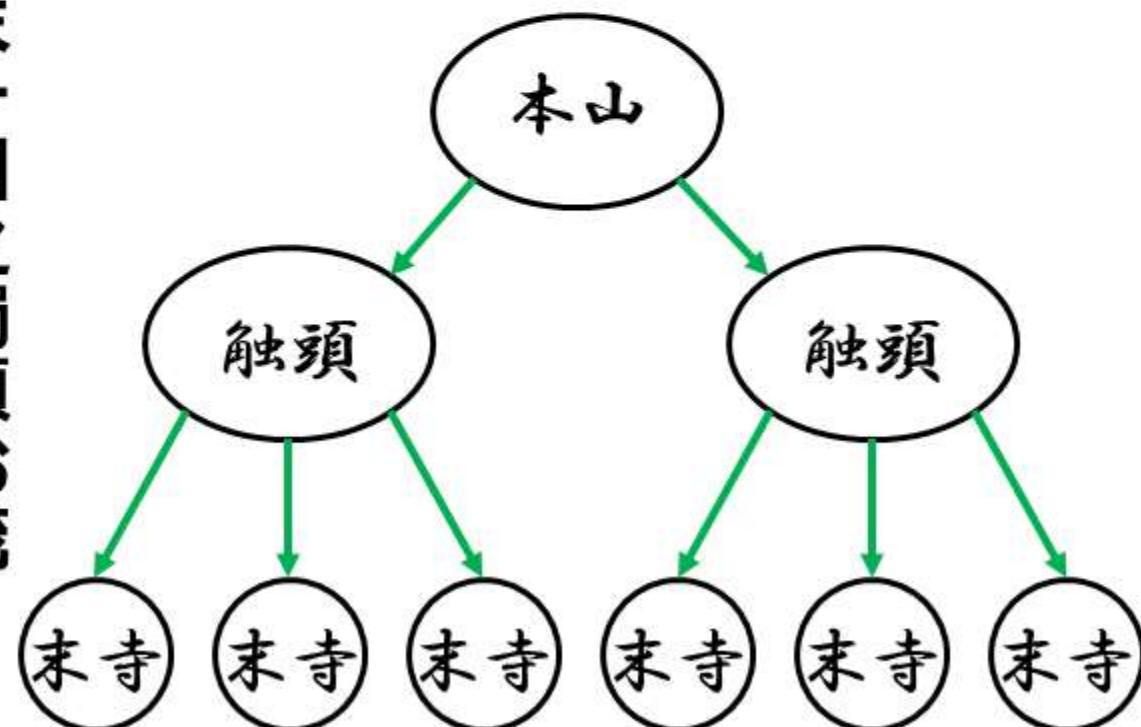


11

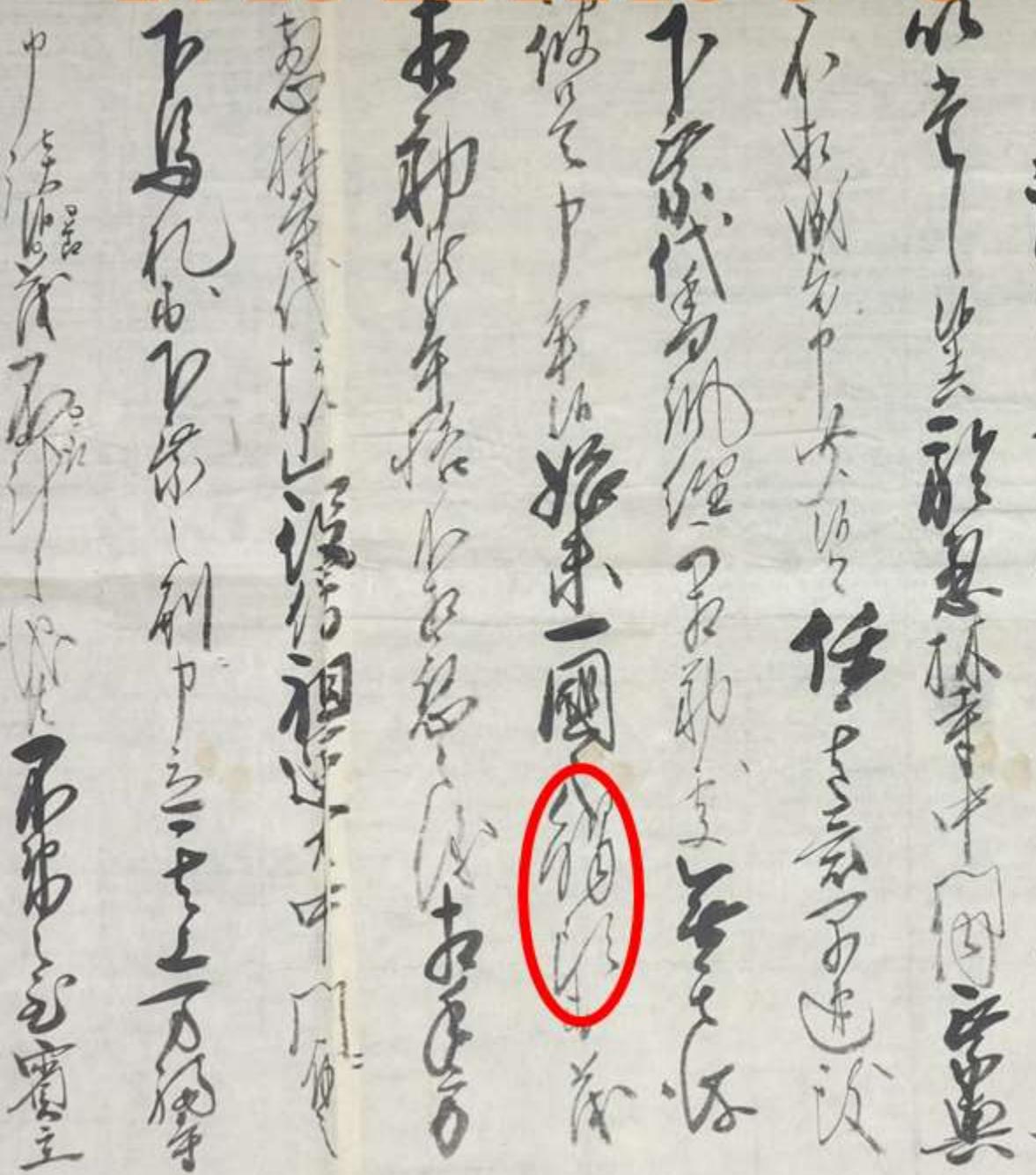
彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

江戸時代、幕府の法令を寺社に伝達する場合には、寺社の本山と末寺のネットワークを利用する事が一般的でした。



14 13 12 11 10 9 8

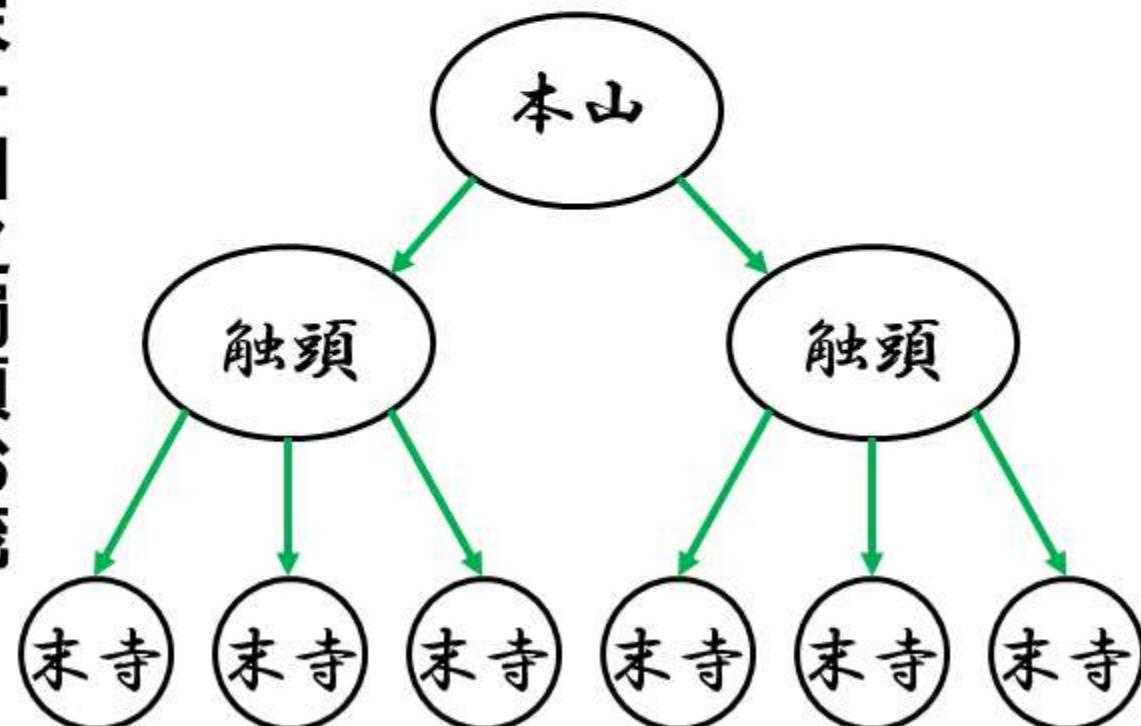


11

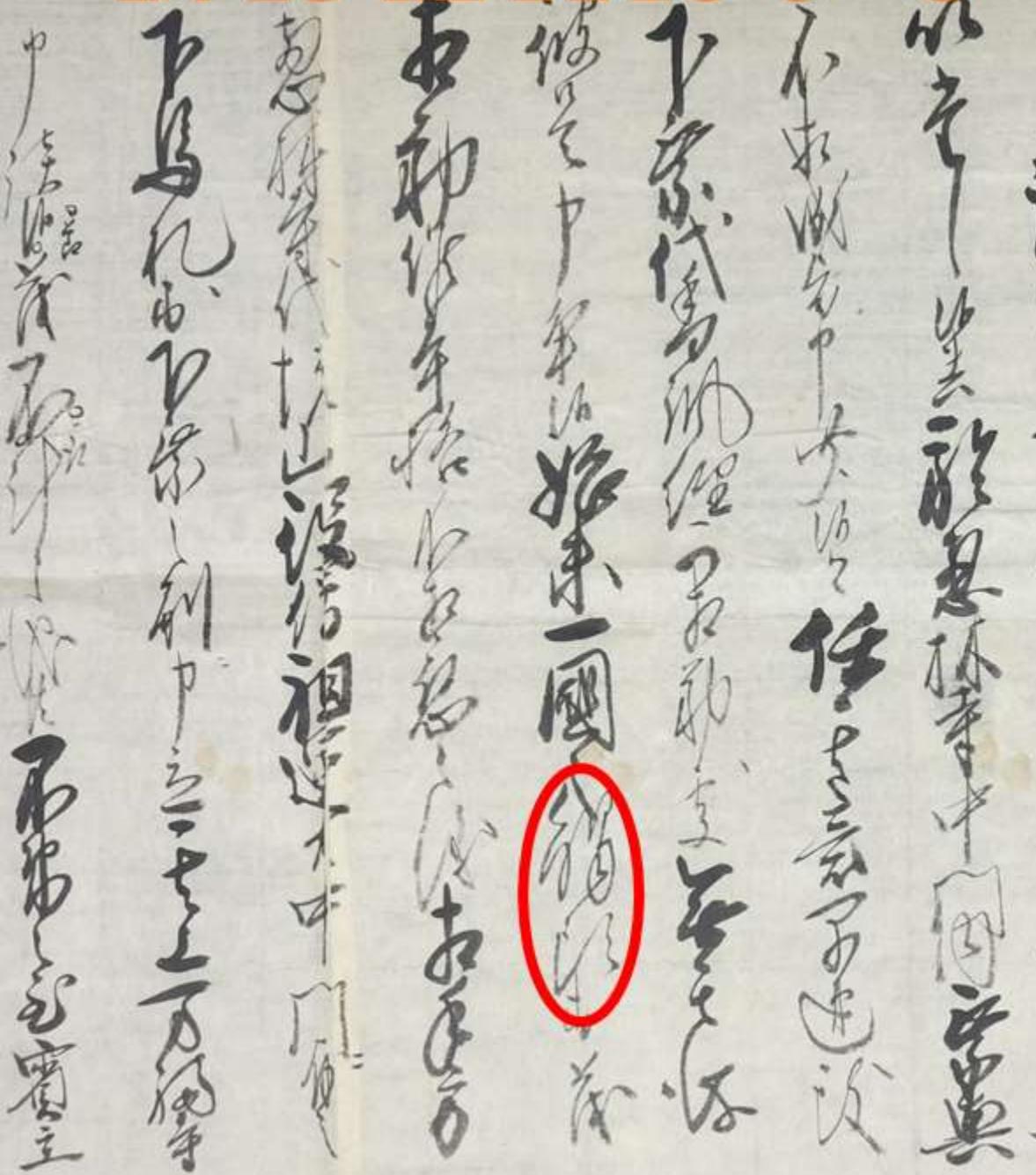
彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

そのなかで触頭の寺院は、本山に伝達された触はを末寺に伝達する役割を担っていました。



14 13 12 11 10 9 8

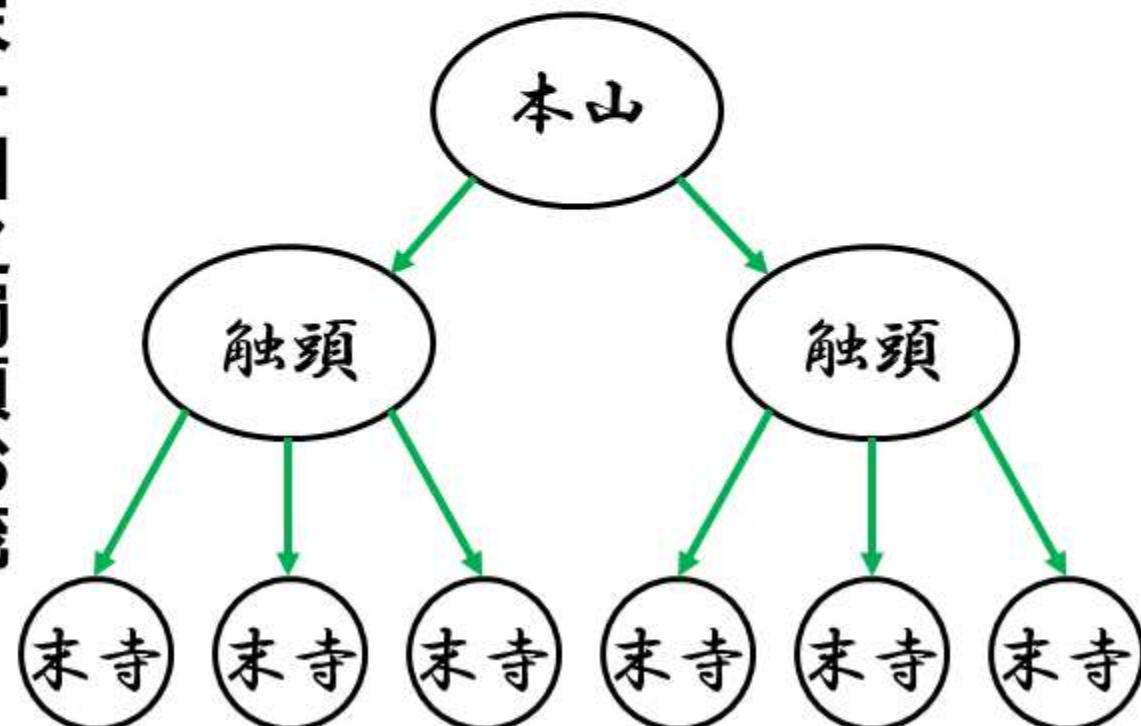


11

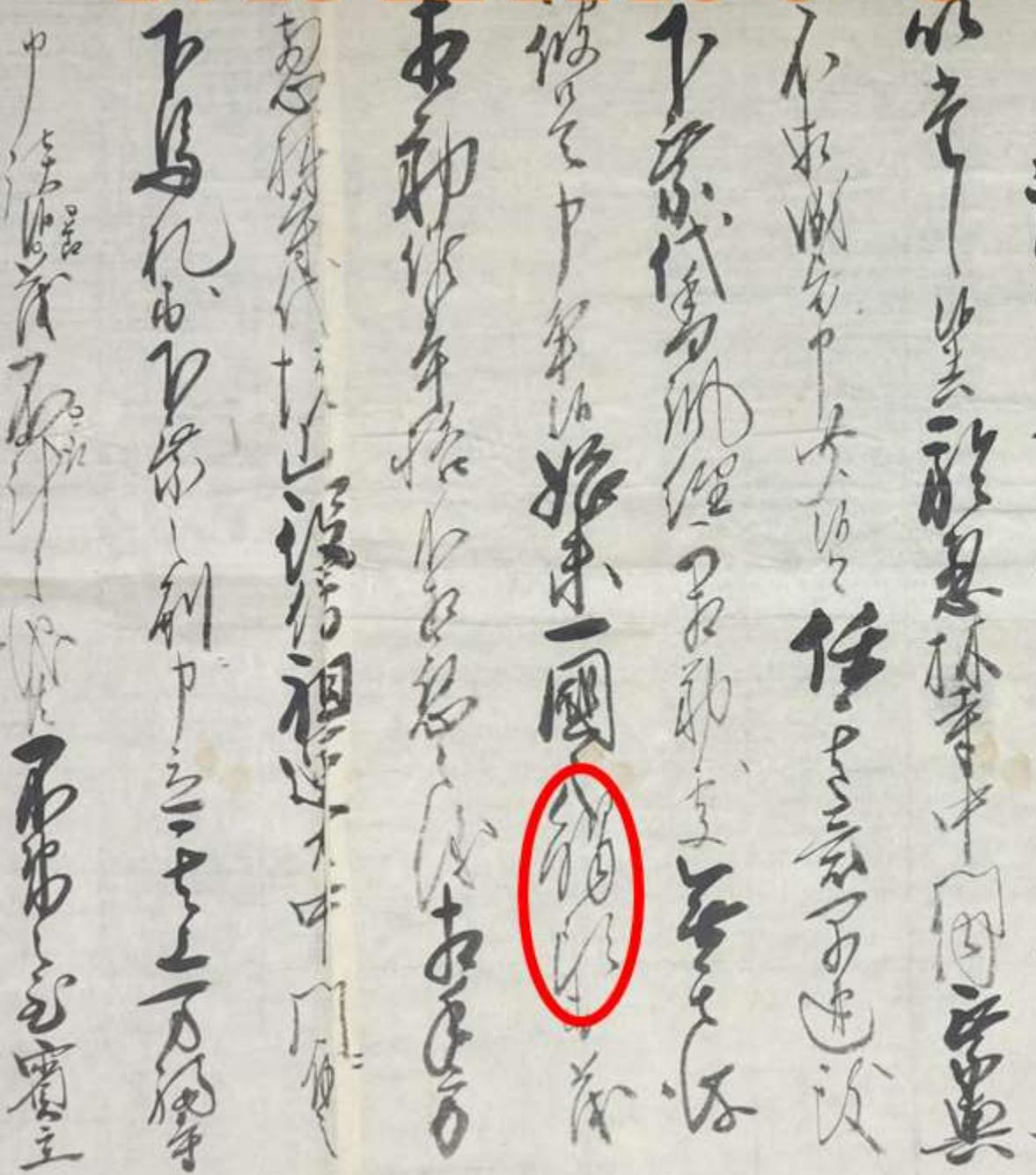
彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

逆に末寺から本山や幕府に申立をする場合にも、必ず触頭を通すことになっていました。



14 13 12 11 10 9 8

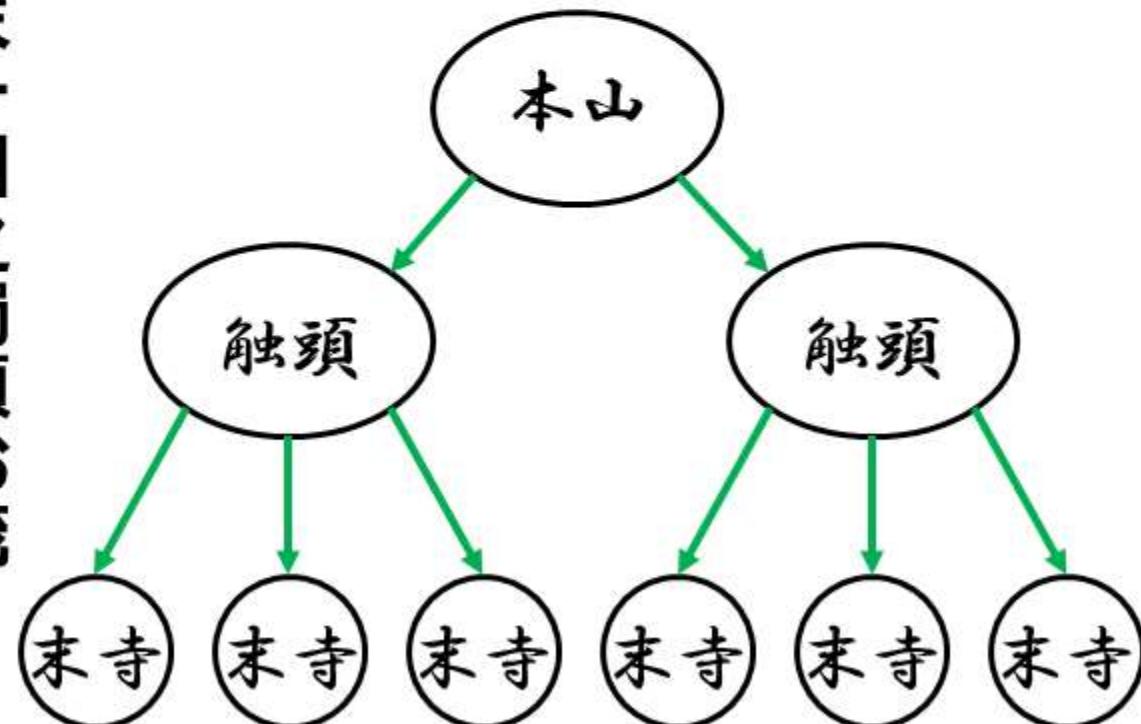


11

彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

そのため触頭は、末寺にとつては本山に次ぐ格式を持つ寺院として認識されていたのです。



14 13 12 11 10 9 8

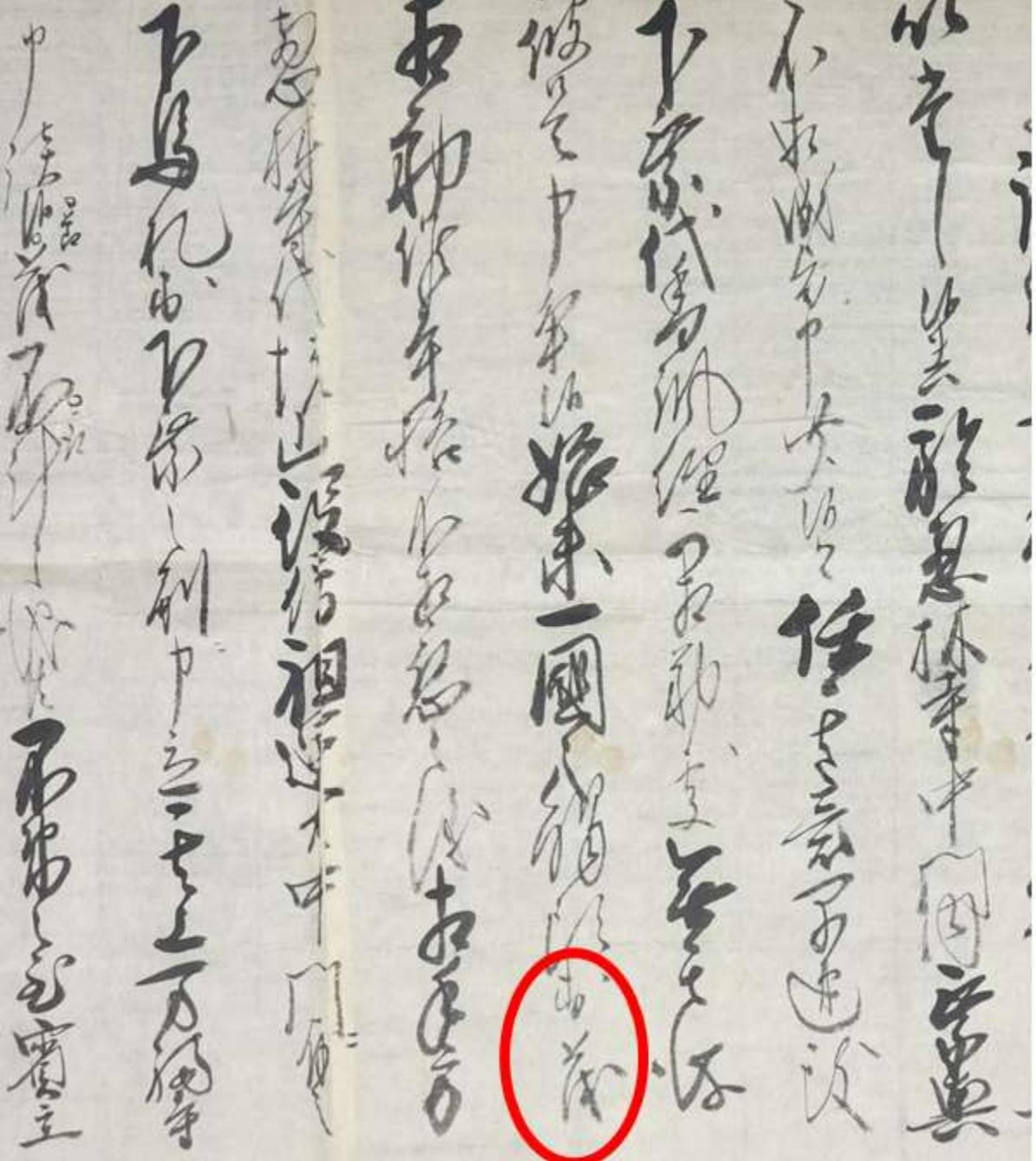
11

彼是申争候始末一國之觸頭お茂

11行目。

この「お茂」、特に
「お（於）」は文字のか
たちだけでは判断がつき
ません（「出」などの可
能性があります）。

本来なら次の行まで読
んで、文脈で判断する
ケースです。



14 13 12 11 10 9 8
12

左
右
左
右
左
右
左
右
左
右
左
右
左
右

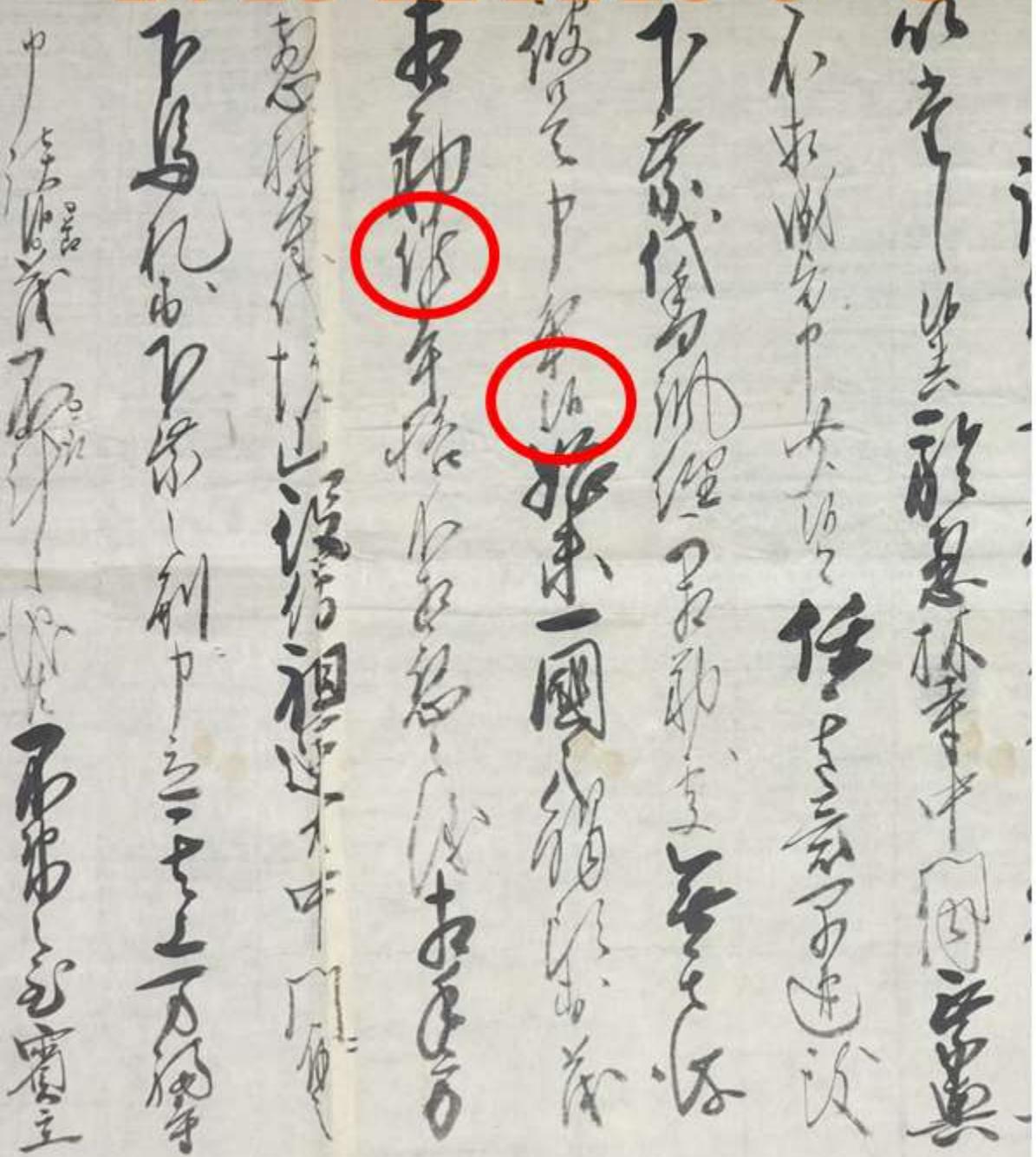
12

相勤候寺格不相應候儀相手方

12行目。

2か所の「相」がほぼ同じかたちであることを確認しておきましょう。

14 13 12 11 10 9 8



12

相勤候寺格不相應候儀相手方

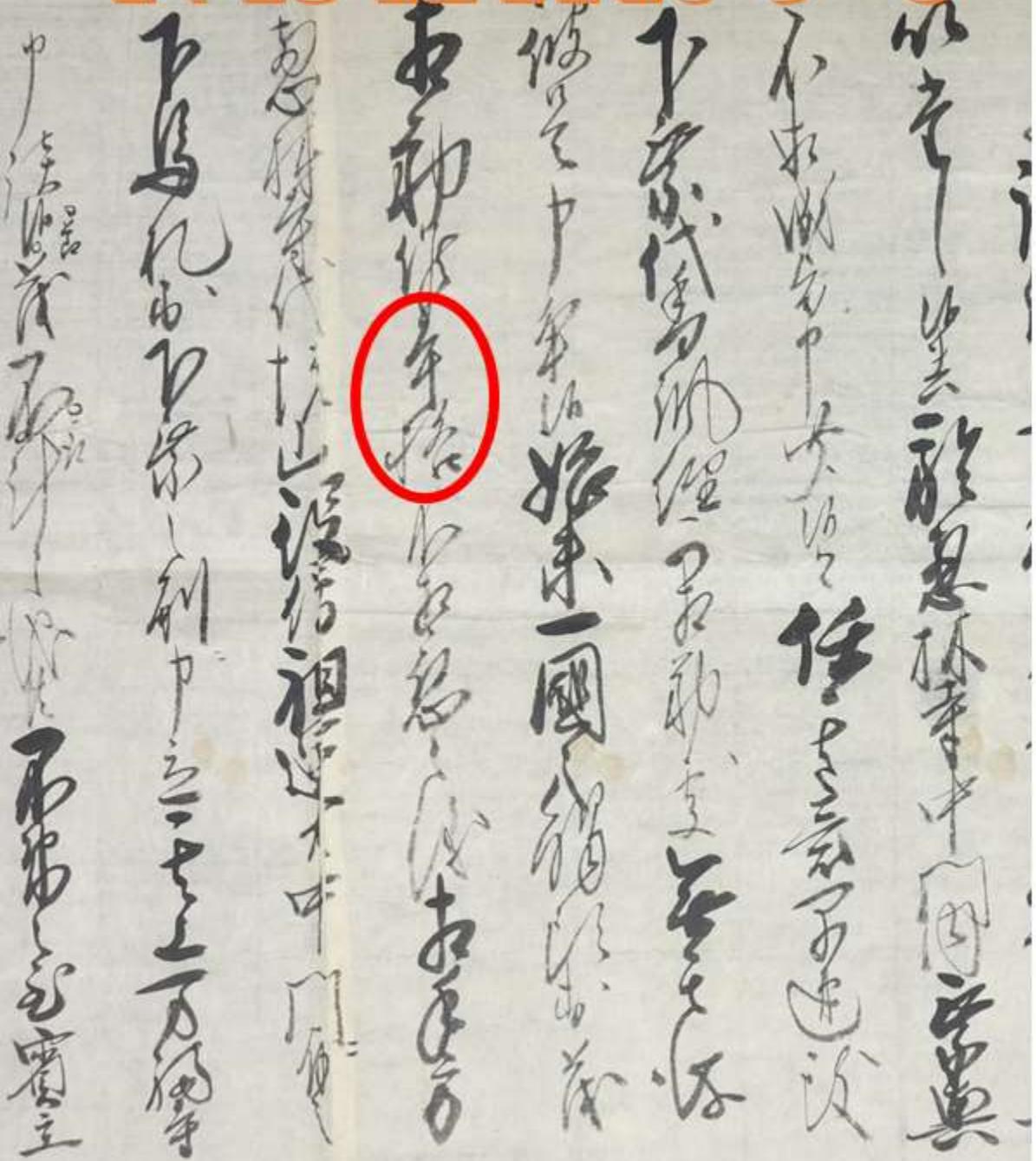
12行目。

あまりくずれていない
「候」ですね。11行目の
「候」と見比べておきま
しょう。

14 13 12 11 10 9 8

12

相勤候寺格不相應候儀相手方



12行目。

「寺」は文字だけでは判断が難しいかもしません（「本」などにも見えます）。

寺

寺

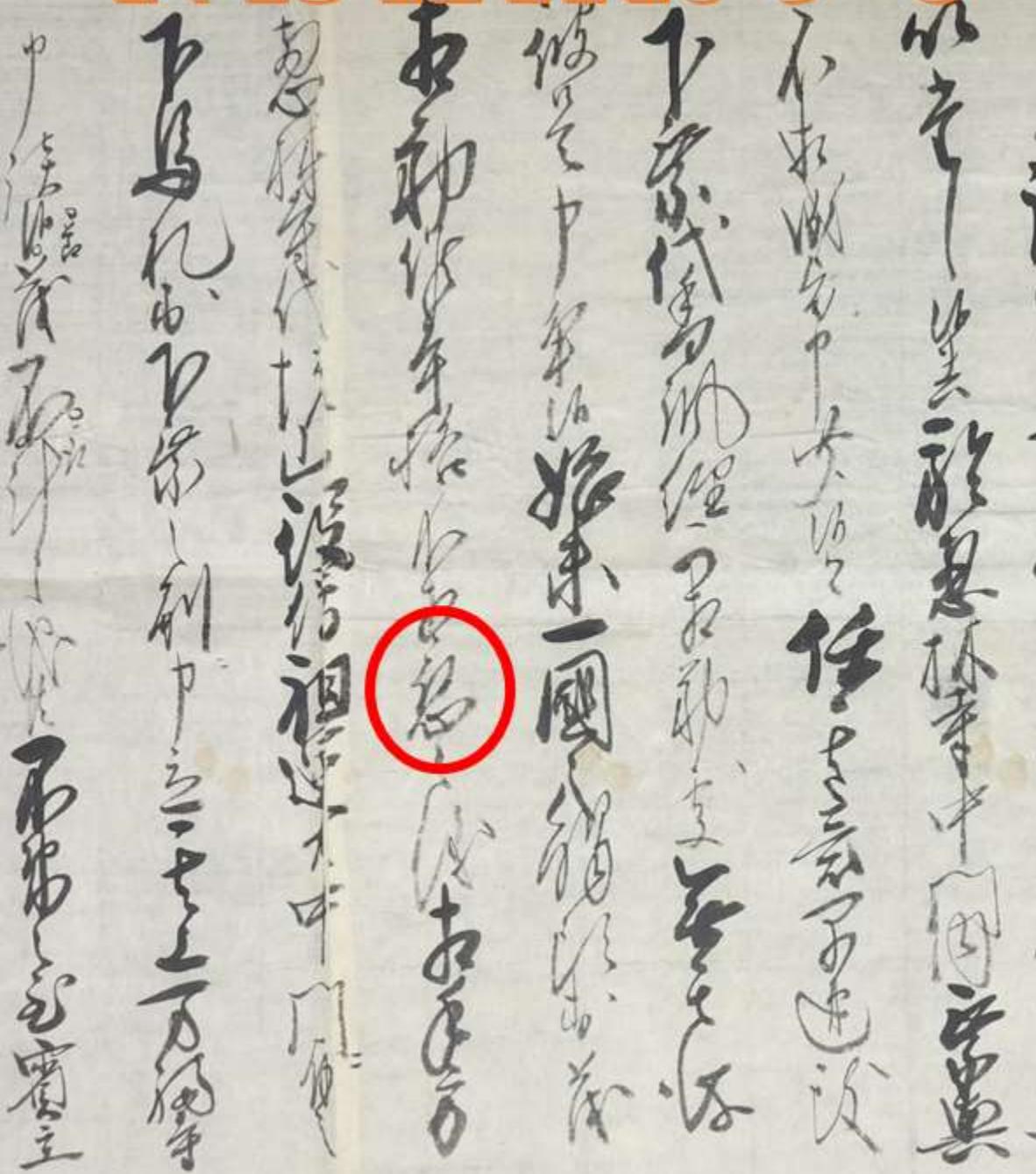
本

「寺」

「本」

ここは「触頭をもあい勤め候○格」に当てはまりそうなこんな形の文字、とあたりをつけましょう。

14 13 12 11 10 9 8



12

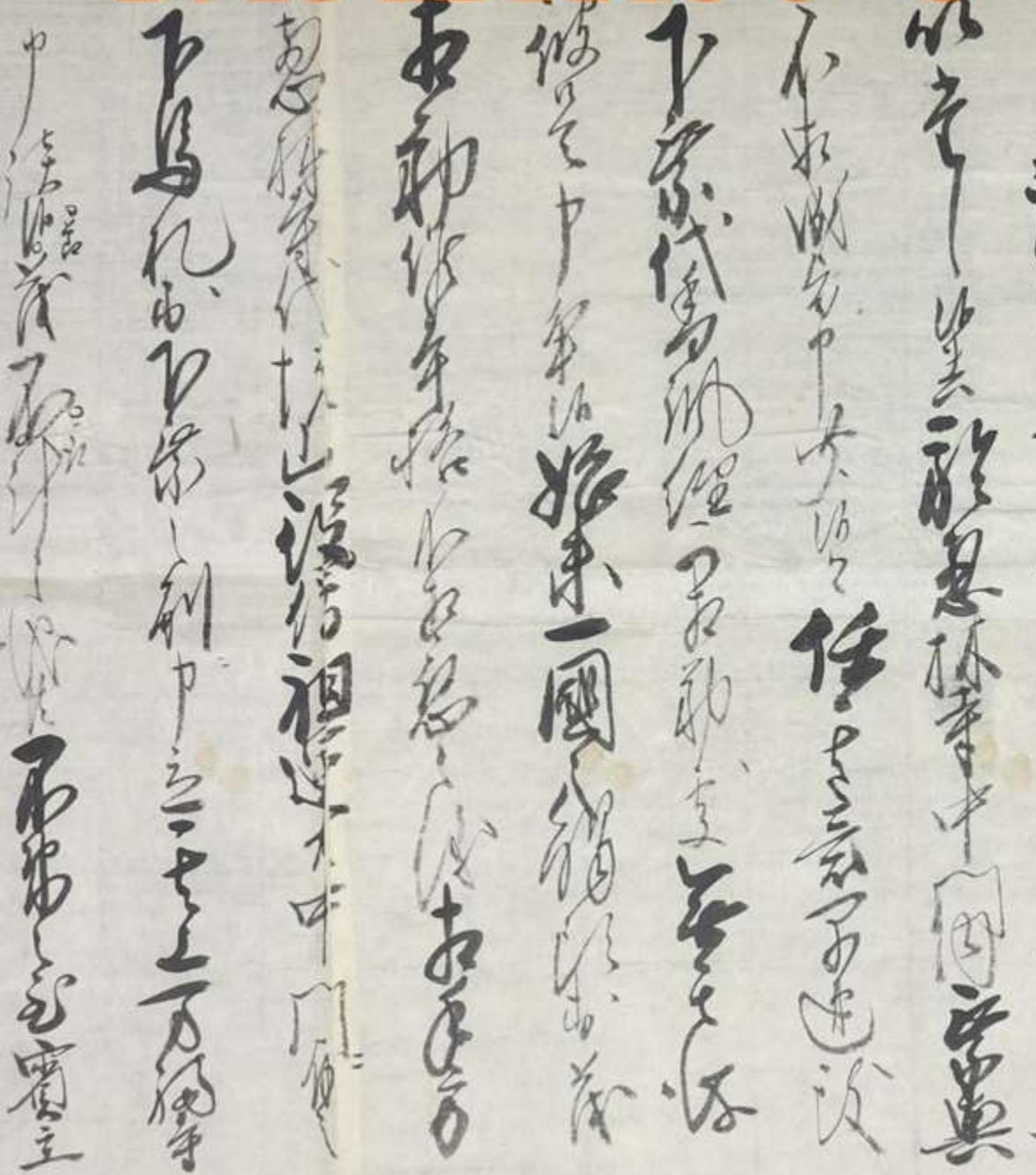
相勤候寺格不相應候儀相手方

12行目。

「應(応)」についても、「触文字そのものよりも「寺格に頭を勤めるほどの寺格に不相〇の儀」に入る文字だと思います。文字だけだけを見ると「恐」などの可能性もありますね。

このくらいまで読み進めると、文脈での判断も重要になってきます。

14 13 12 11 10 9 8



13

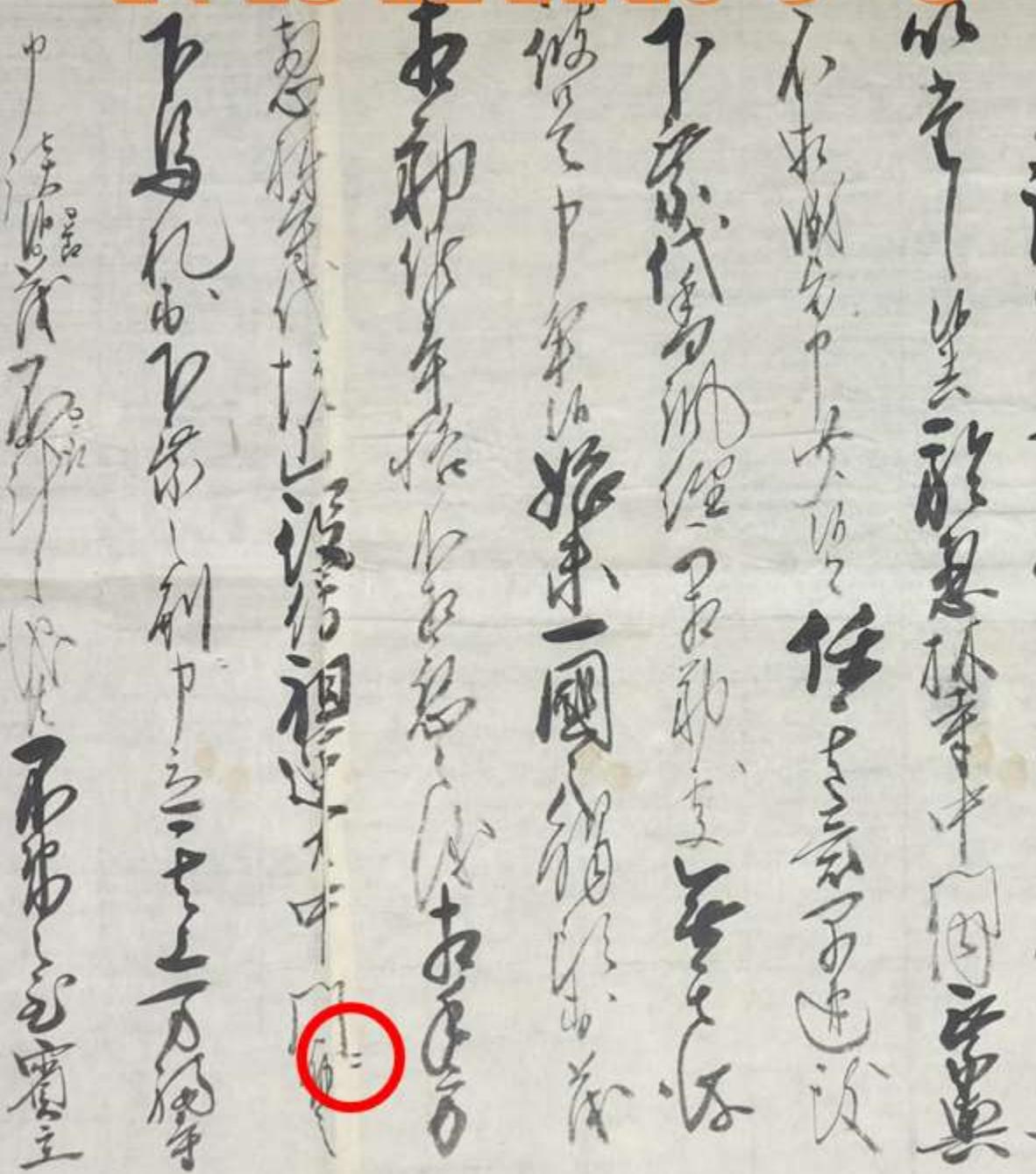
惠林寺代坛山役僧祖運共中門一有之

13行目。

糊付けされた紙がはがれて、そのうえに書かれた文字が読みづらくなっています。

人名は差出人のところと
でも出てきますので、
でもあえず見たりにあて
りおきましょう。

14 13 12 11 10 9 8



13

惠林寺代坛山役僧祖運共中門一有之

13行目。

「二」、行から外れて小さく書かれていますが、ちゃんと読みましょう。

14 13 12 11 10 9 8

下馬札お下乗之制一申立其上方福寺

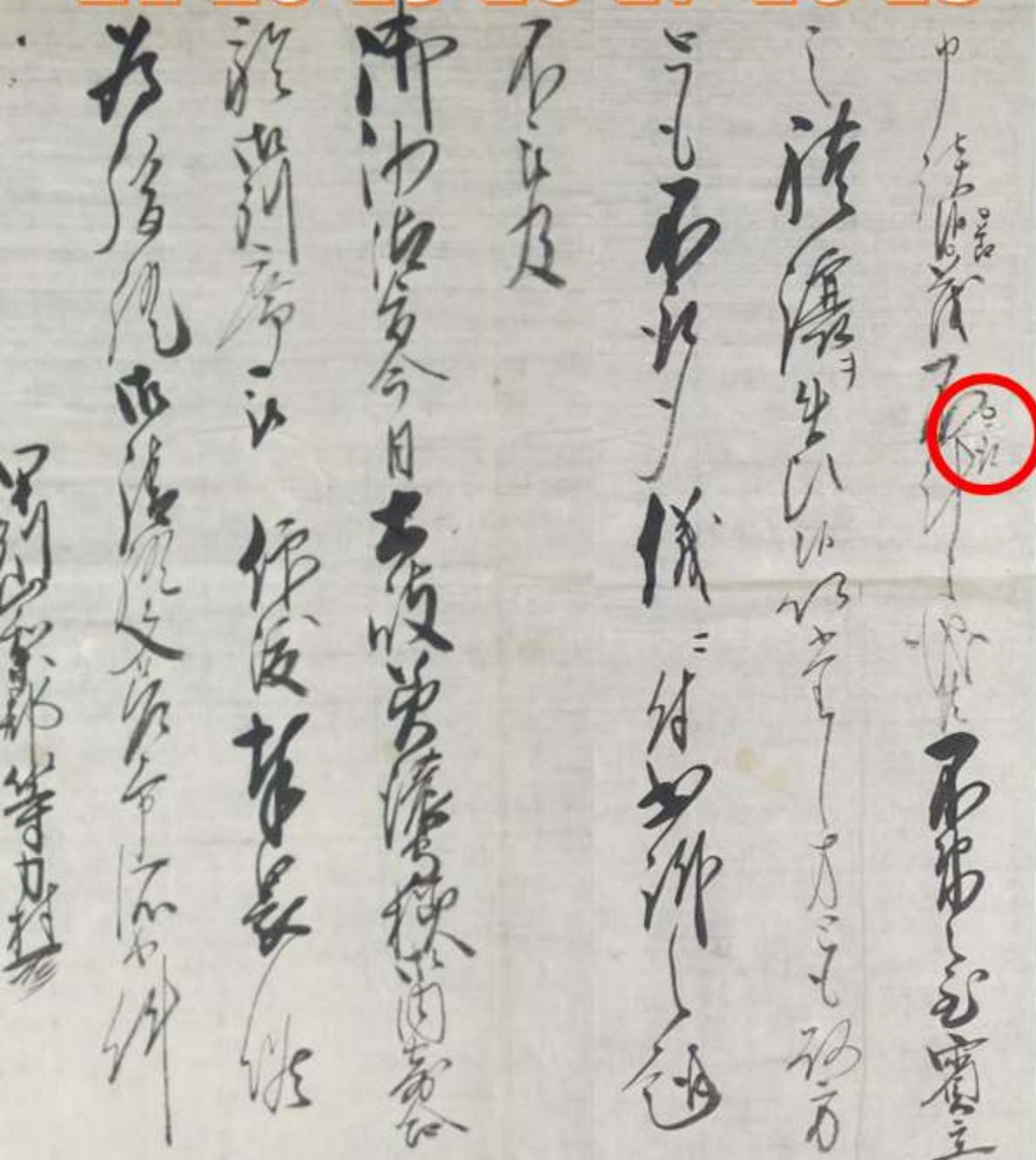
14

下馬札お下乗之制一申立其上方福寺

14行目。

「制」がやや悩むところ
でしょうか、そのほかは
読めてほしいところです。
「制」は辞書で形を確認
しておきましょう。

21 20 19 18 17 16 15



15

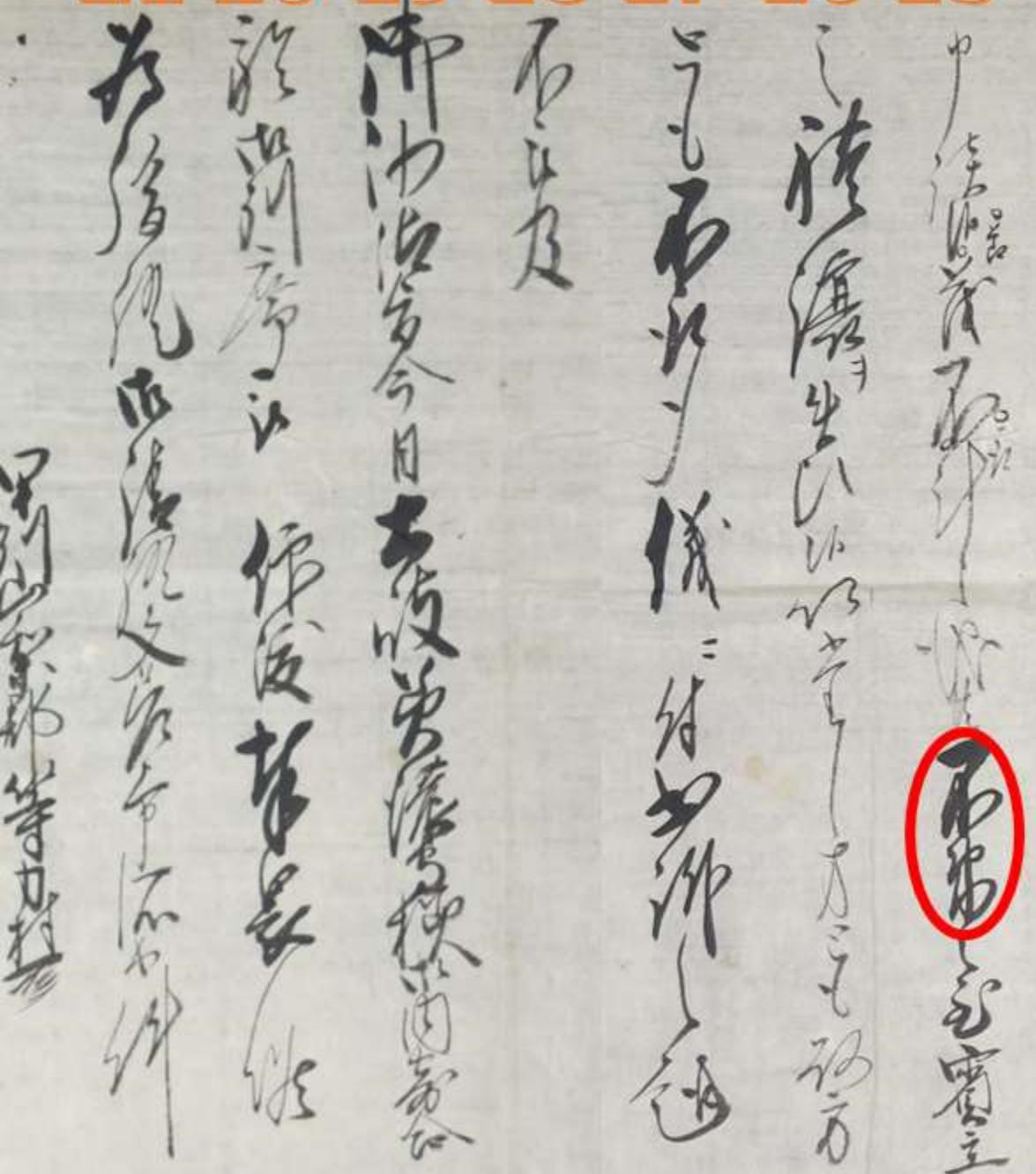
申段候○節○茂不○取
斗之儀共不束之至賓主

15行目。

ここまで来たらもうそんに悩む文字はないでしよう。「取」と「束」くらいでしょうか。

「取」の典型的なくずしだす。確認しておきましょう。「○」は挿入記号です。

21 20 19 18 17 16 15



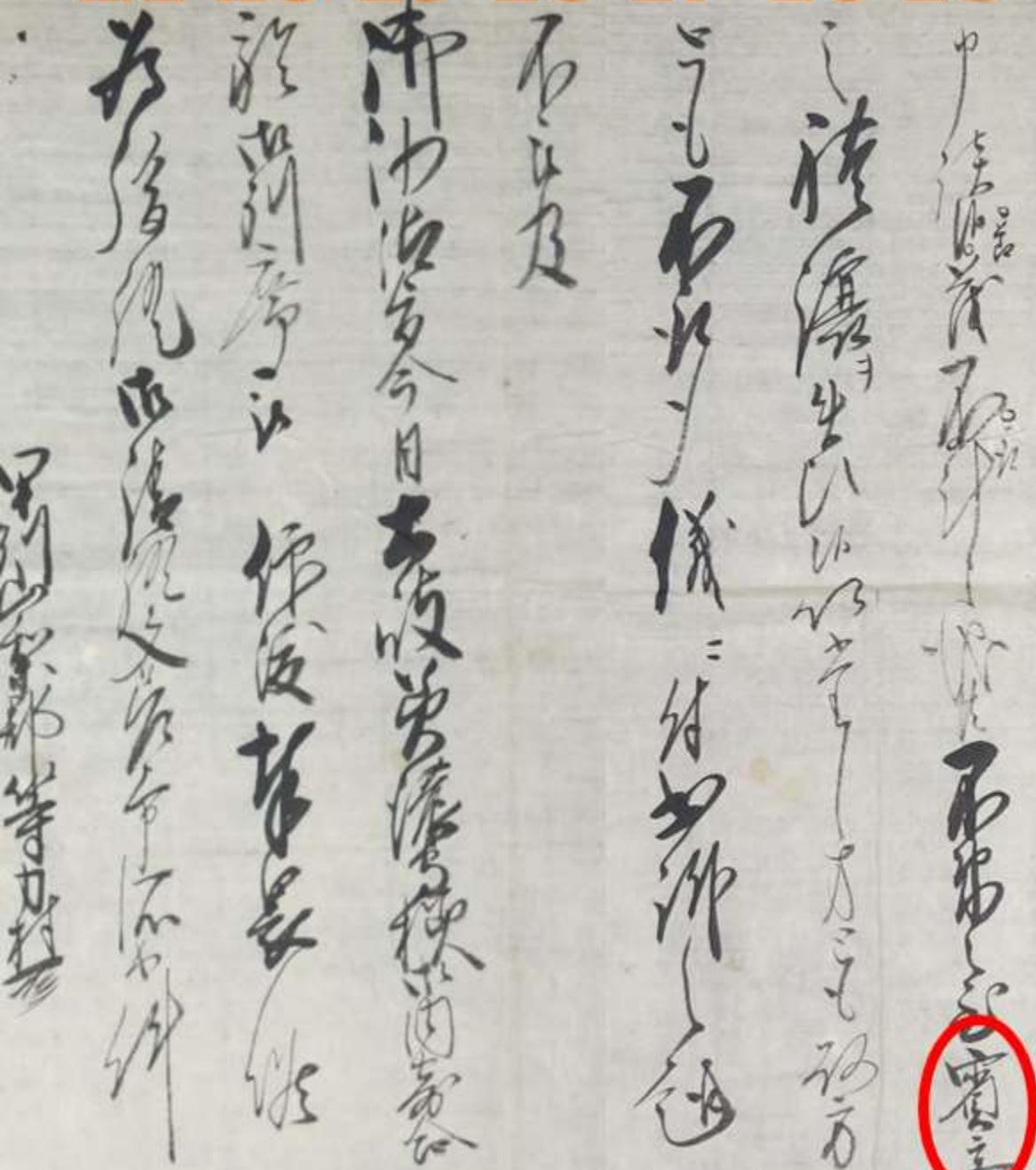
15

15行目。

「束」、上の「不」とあわせて「ふつか」と読みます。もとは「太くする夫なようす」を意味する言葉でしたが、次第に「心が至らないようす」という意味に代わっていきました。

「束」も「無覚束（おぼつかなし）」などの言葉で出てきます。

21 20 19 18 17 16 15



15

15行目。

「賓主」はやや特殊な言葉です。

「賓」は「来賓」などの言葉にあるとおり、お客様のことです。したがって「賓主」は「客と主人」の意味になります。

21 20 19 18 17 16 15

禮讓失ひ候いたし方とも双方
あはれ申す事無く
ゆきふる今日お役事候
前席に 仰反り申す
お身も申す事無く

16

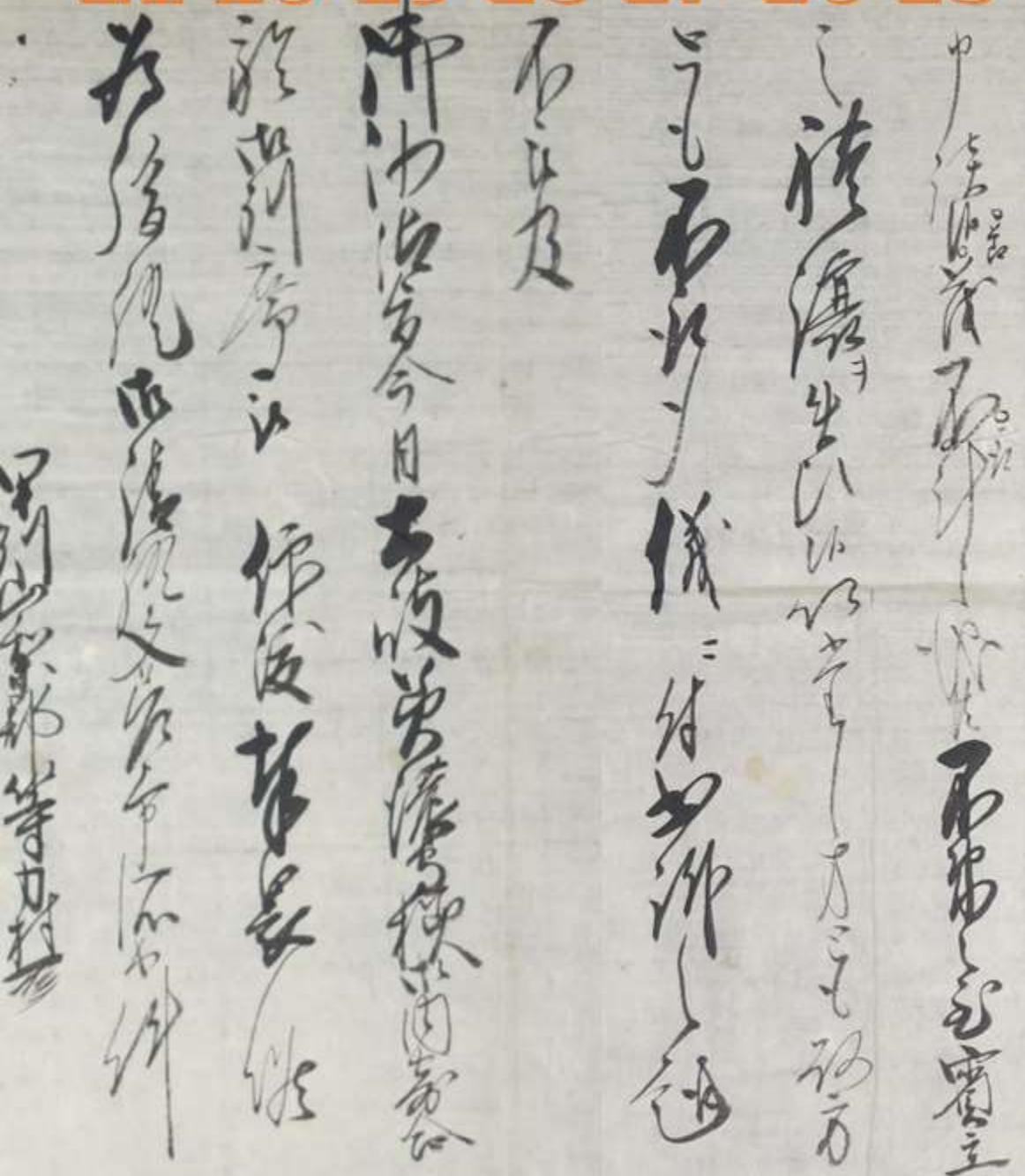
之禮讓ヲ失ひ候いたし方とも双方

16行目。

「禮(礼)讓」は「礼儀を尽くしてへりくだること」。「讓」は「謙讓語」などと同じ意味です。

あとは「失」で少し悩むくらいでしょうか。「ま」にも見えますが、文脈から当てはめていきましょう。

21 20 19 18 17 16 15



17

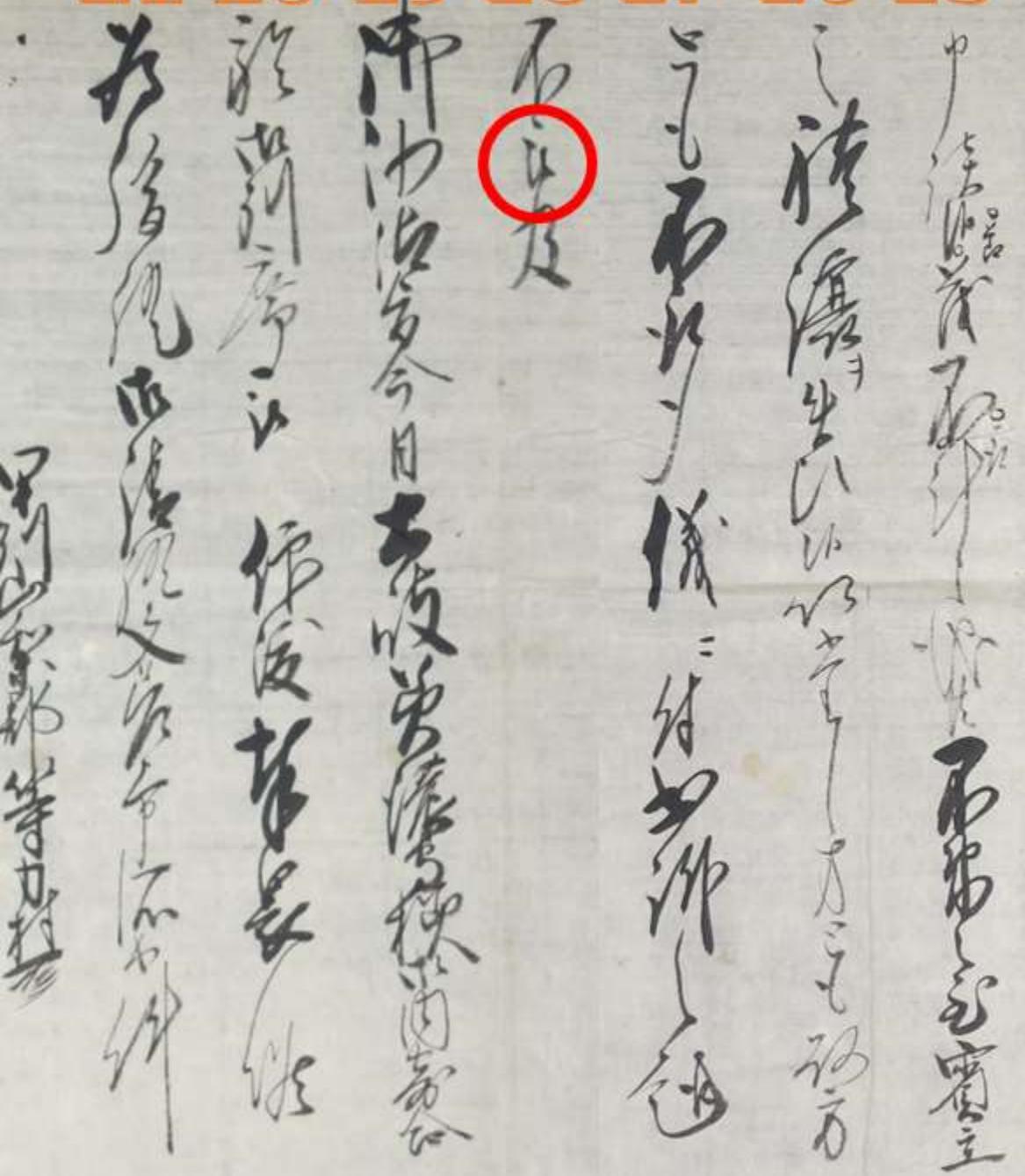
とも不取メ儀一付出訴之趣

17行目。

すべてこれまで出てきた文字です。「メ」など の合字についても、第4回で出てきましたね。

ここでは「不取メ」で「不取締り」と読んでいます。読み下すときは次の「儀」に続けるために、「ふとりしまりのぎ」「の」を補うことになるでしょう。

21 20 19 18 17 16 15



19 18

18・19行目。

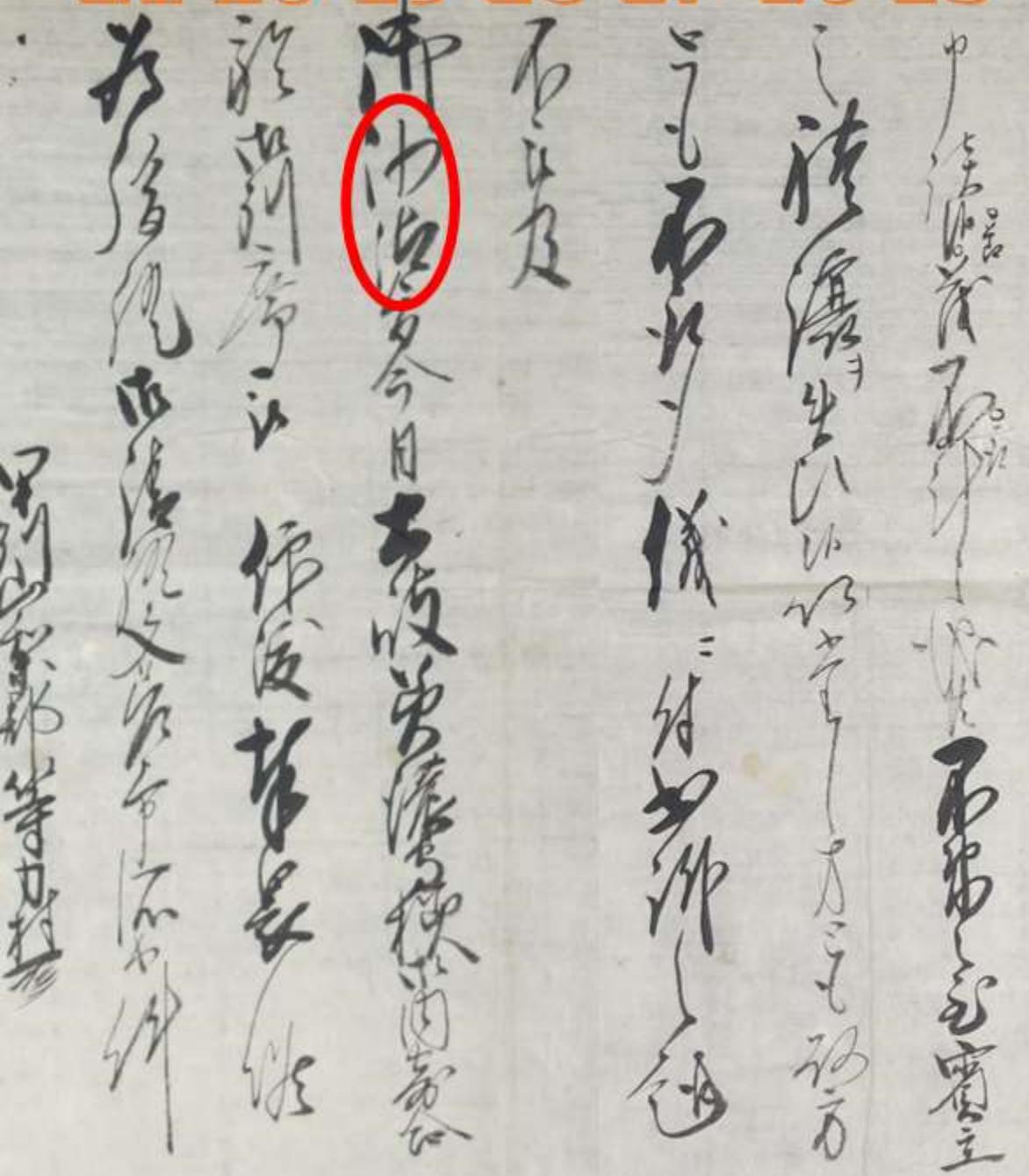
「被」、「斗(計)」にも見えますが、5行目の「被」と同じ形ですので、「被」と読んでおきましょう。

不被及

御沙汰旨今日土岐美濃守様御内寄合

この場合、「斗」でも全く意味は通じますが、正反対の文意になってしまいます。

21 20 19 18 17 16 15



19 18

18・19行目。

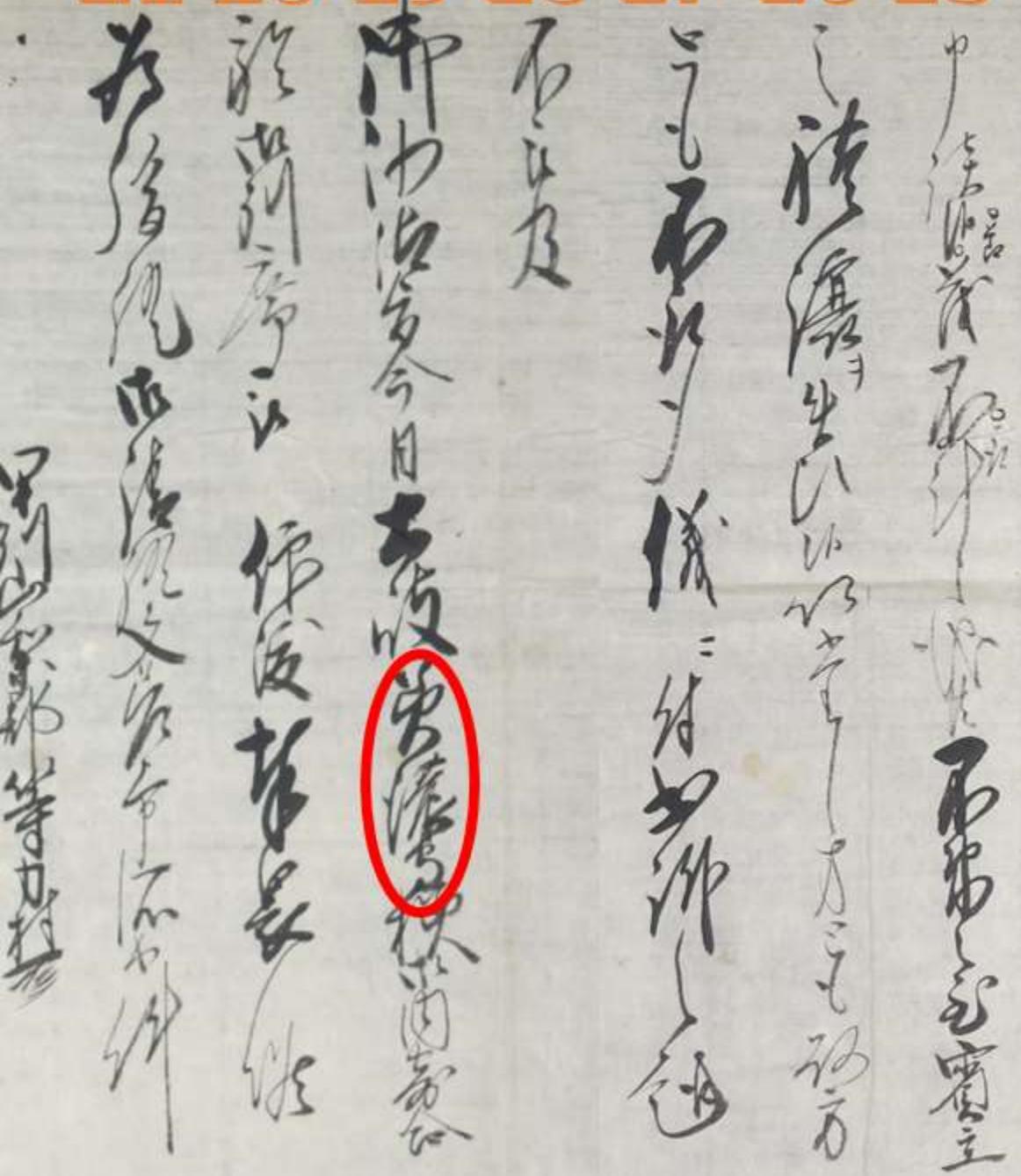
「沙汰」は言葉として知っているかどうかがポイントになるでしょう。

「御」 + <さんずい> + <さんずい>であればだいたい「御沙汰」で大丈夫です。たぶん。

御沙汰旨今日土岐美濃守様御内寄合

不被及

21 20 19 18 17 16 15



19 18

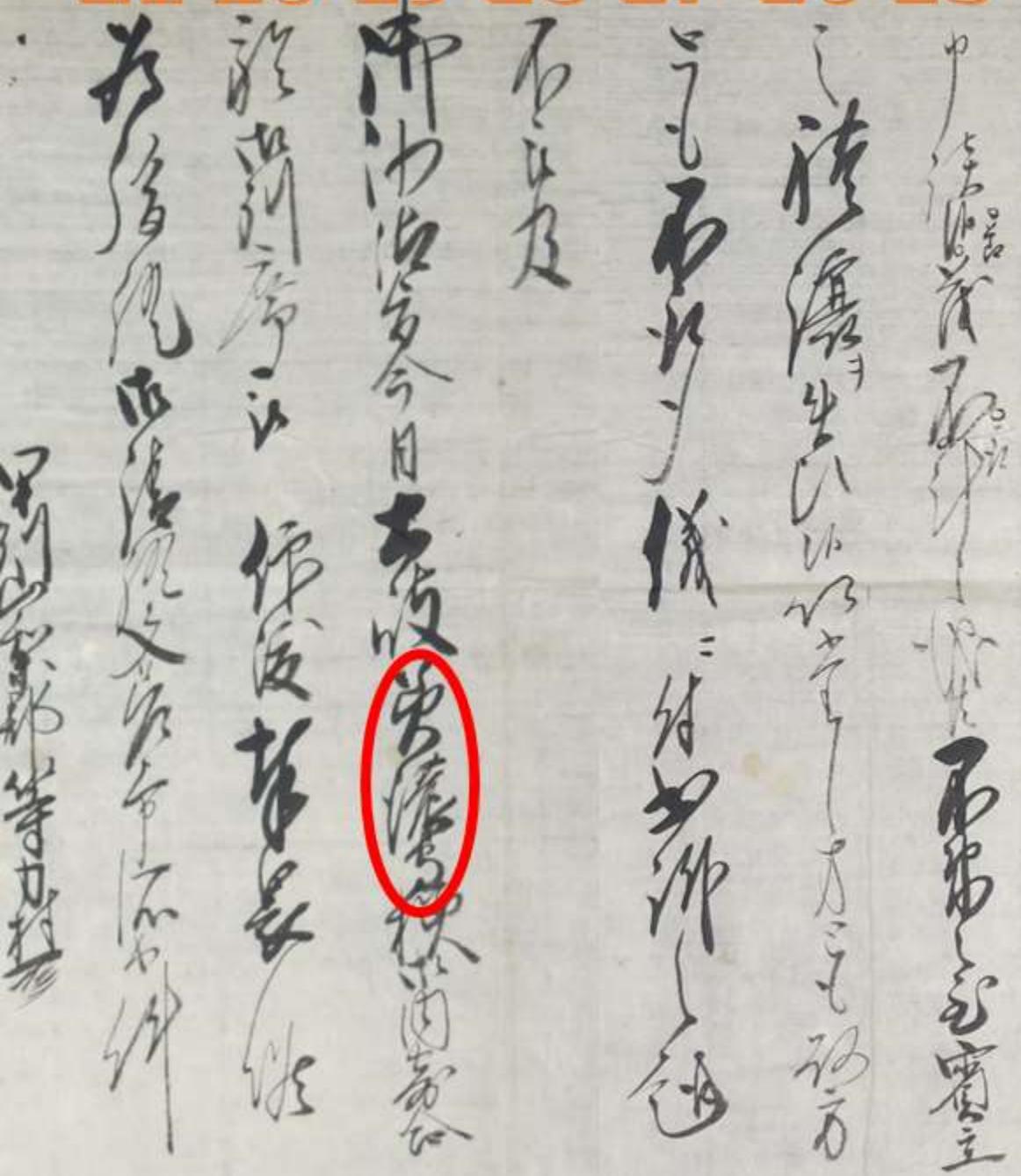
御沙汰旨今日土岐美濃守様御内寄合

不被及

18・19行目。

「美濃守」は、すぐ上の
「土岐」が人名（名字）
である可能性に気づくか
どうかと、「守」がわか
るかどうかで難度が変わ
ります。文字そのものか
ら「美濃」にたどり着く
ことも可能ですが、（人
であな名
+ ○○ + 「守」）に入る旧国名
れば、○○に入る旧国名
をすればよいので簡単で
す。

21 20 19 18 17 16 15



19 18

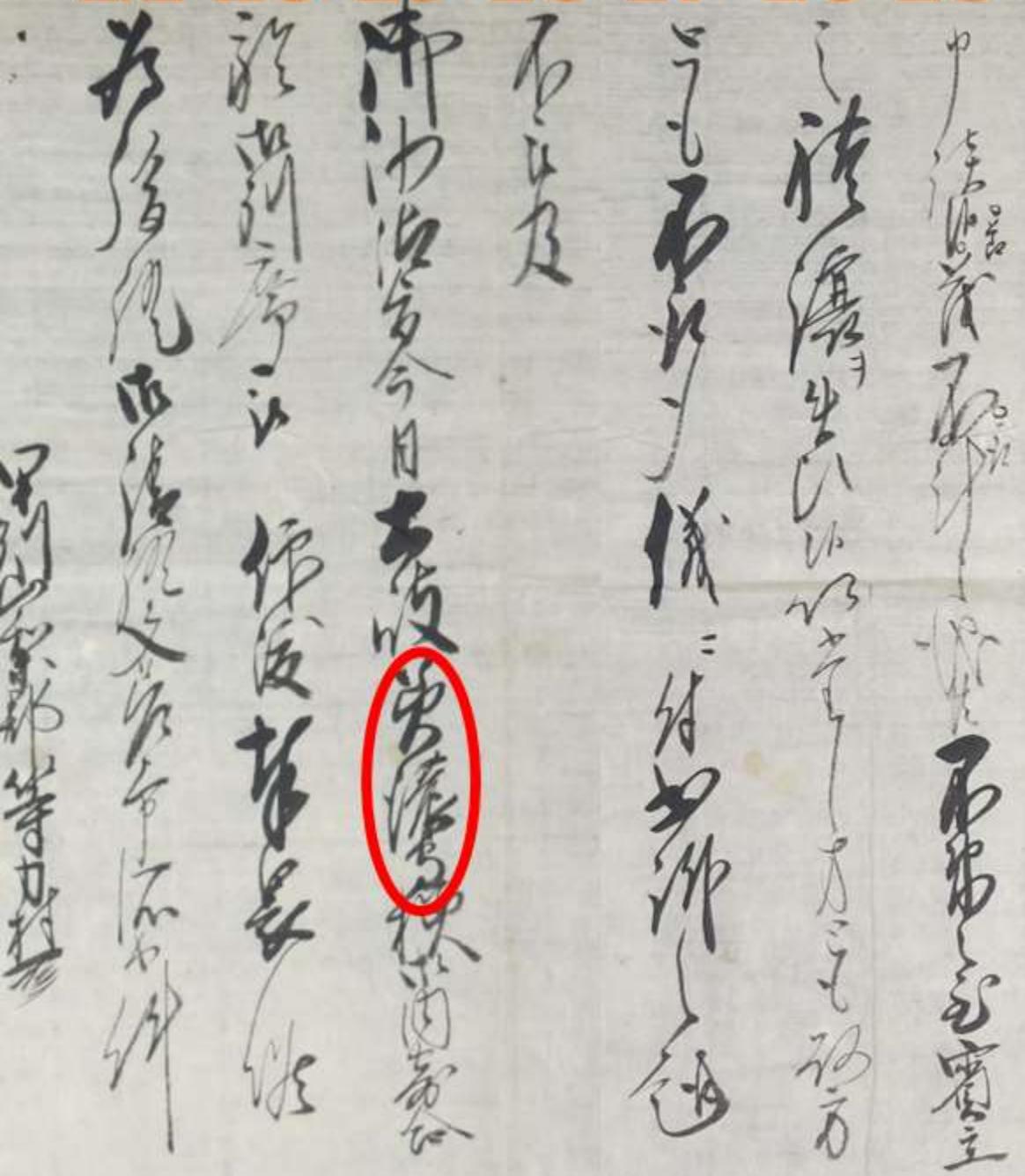
御沙汰旨今日土岐美濃守様御内寄合

不被及

18・19行目。

「美濃守」は、すぐ上の
「土岐」が人名（名字）
である可能性に気づくか
どうかと、「守」がわか
るかどうかで難度が変わ
ります。文字そのものか
ら「美濃」にたどり着く
ことも可能ですが、（人
であな名
+ ○○ + 「守」）に入る旧国名
れば、○○に入る旧国名
をすればよいので簡単で
す。

21 20 19 18 17 16 15



19 18

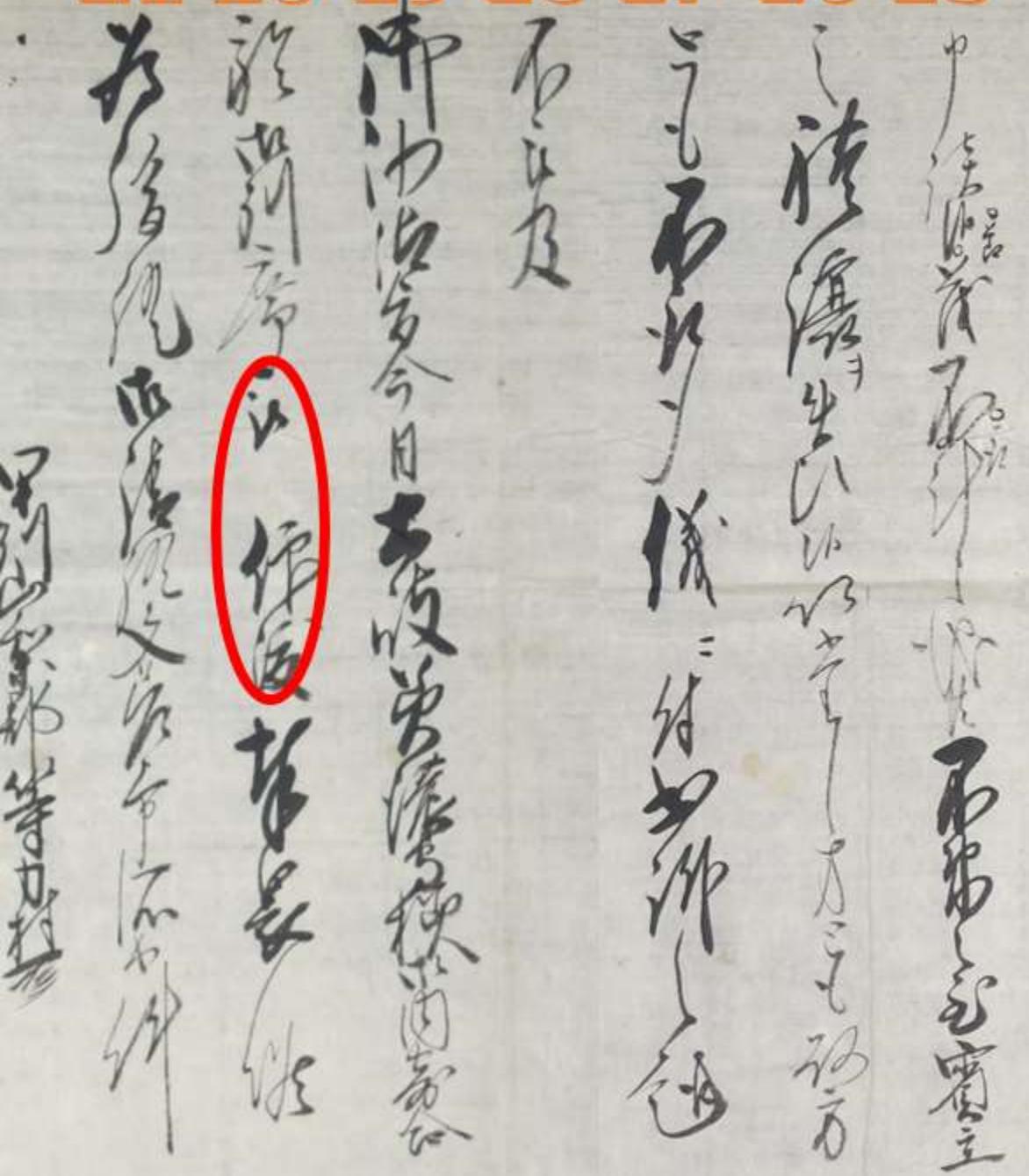
18・19行目。

御沙汰旨今日土岐美濃守様御内寄合

不被及

なおこの「土岐美濃
守」は当時幕府の寺社奉
行を勤めていた上野国沼
田藩主の土岐定経（とき
さだつね、1728-82）のこ
とです。

21 20 19 18 17 16 15



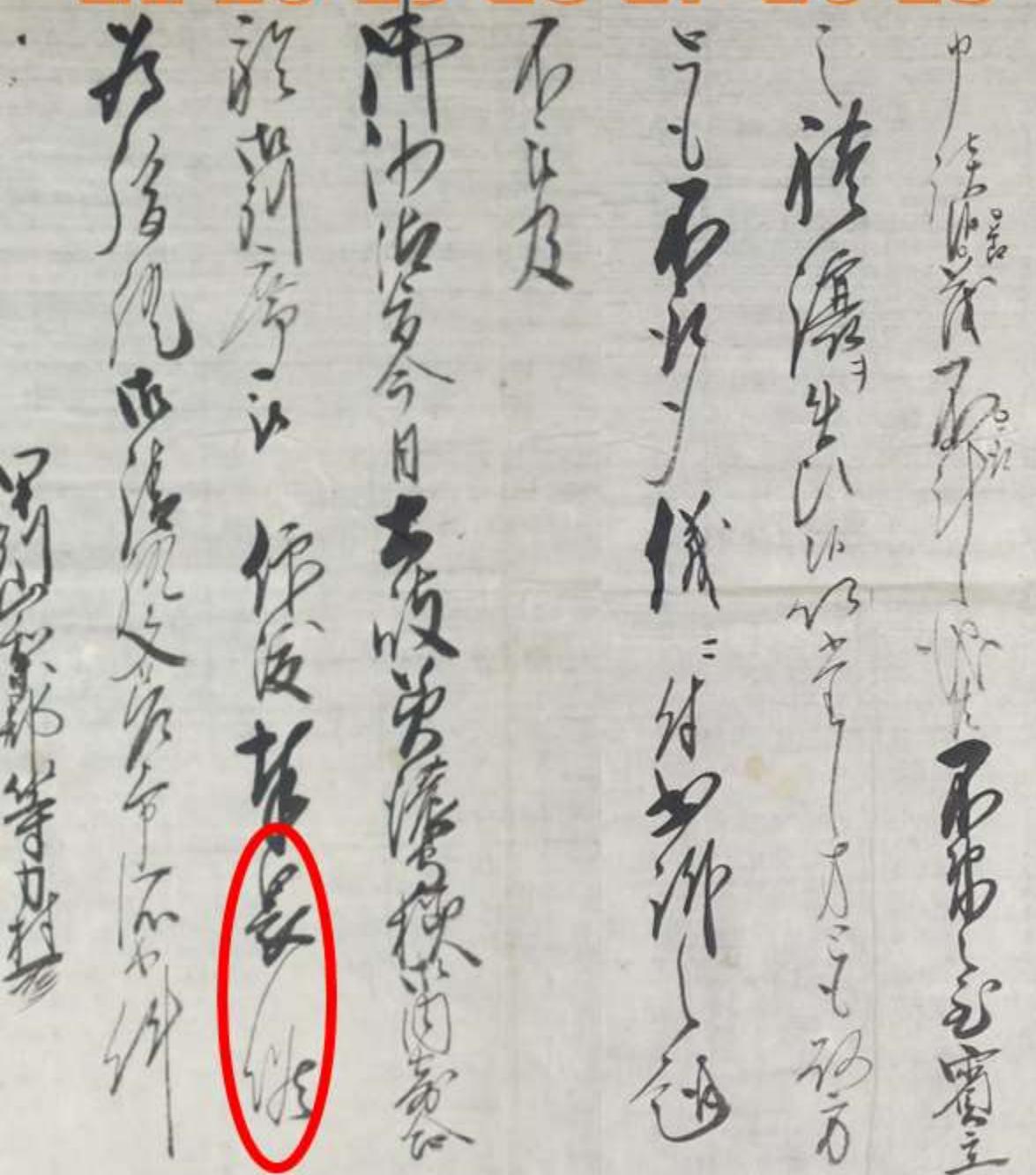
20

於御列席被 仰渡奉畏候

20行目。

「被」と「仰」の間が一文字開いています。これは「仰渡」の主体である敬意を表す「闕字（けつじ）」という作法です。

21 20 19 18 17 16 15



20

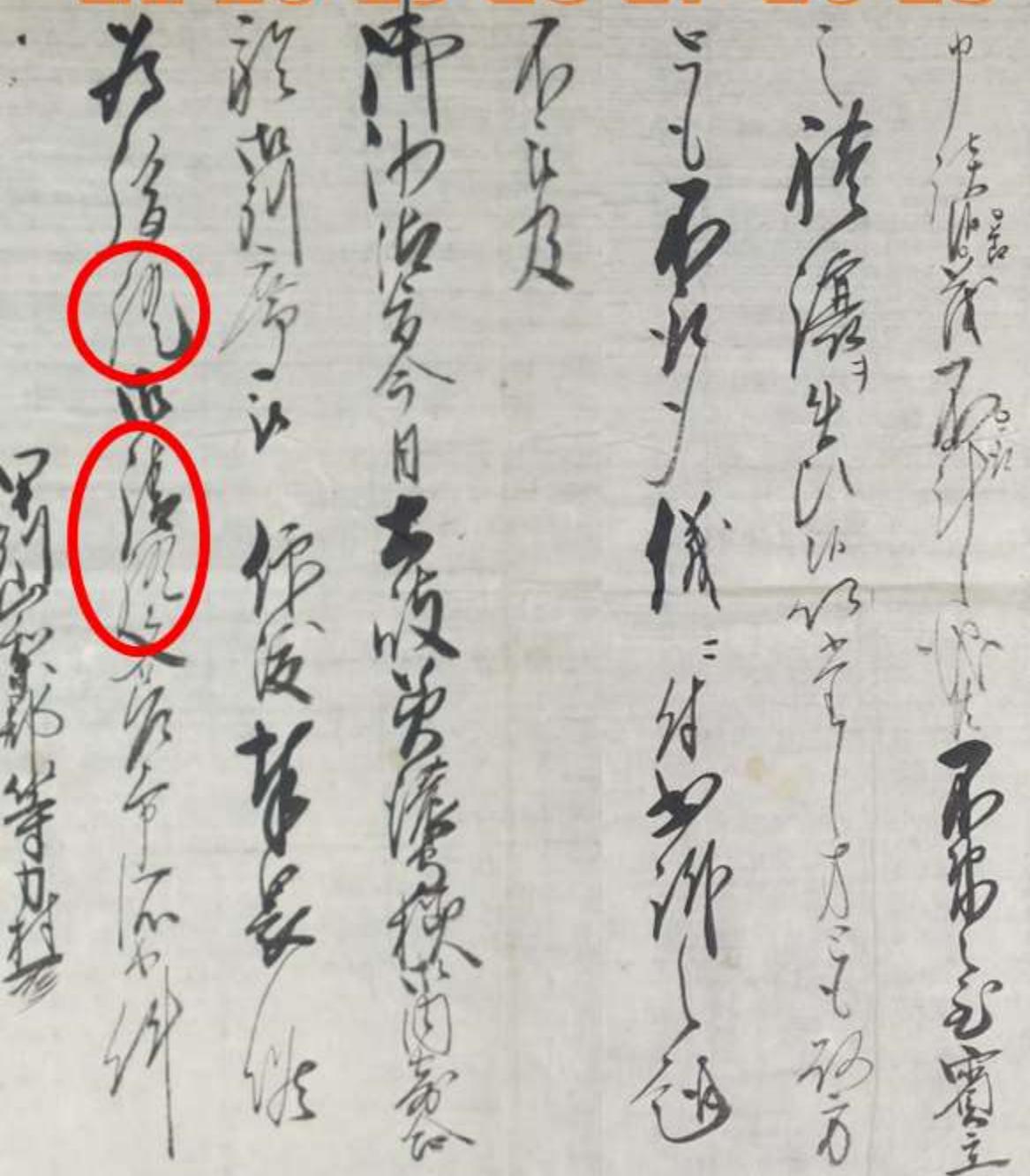
於御列席被 仰渡奉畏候

20行目。

「畏」と「候」の間も大
きく開いていますが、こ
こは何もなさそうです。

「候」はまた少し丁寧に
書かれていますね。

21 20 19 18 17 16 15



21

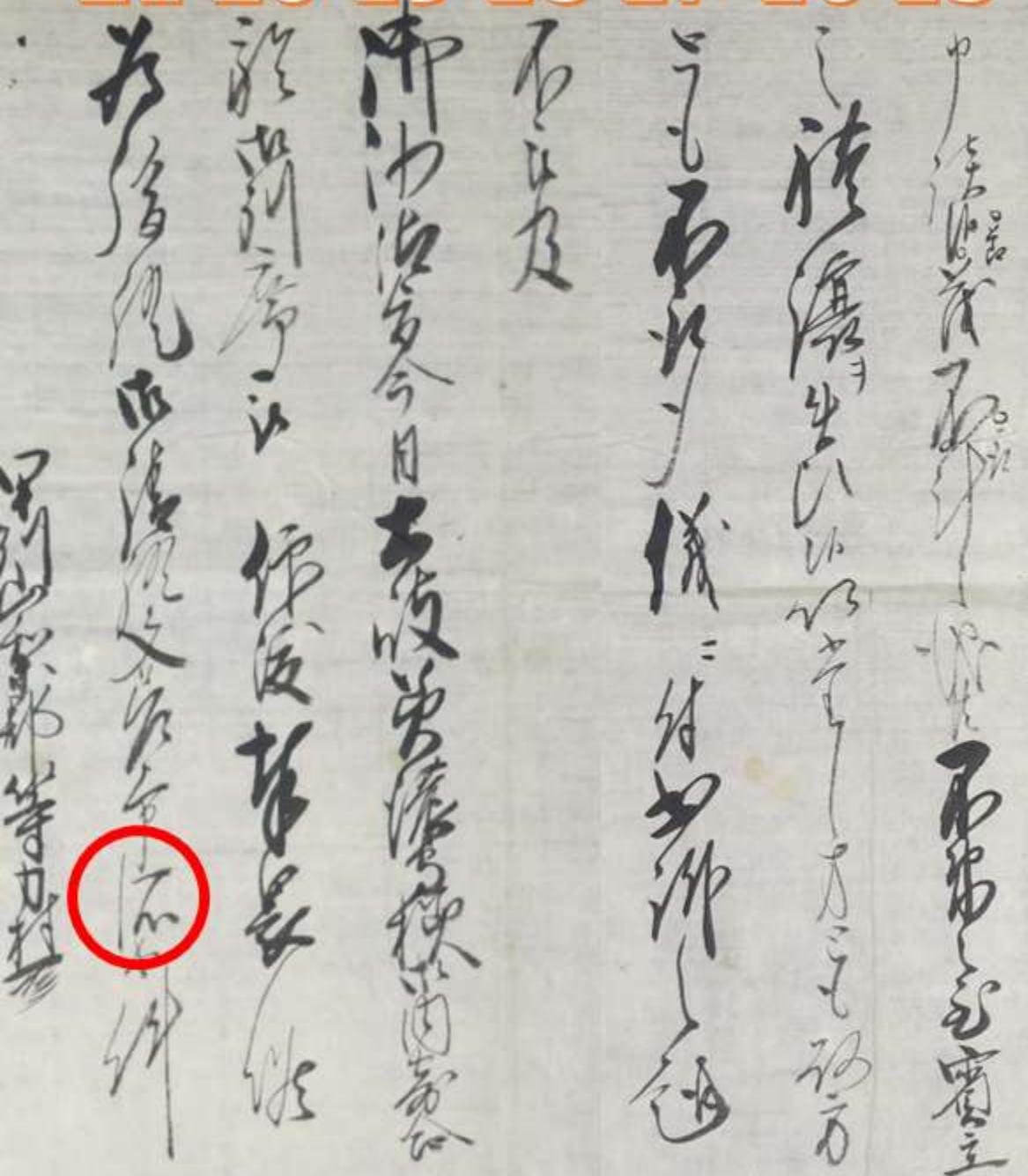
為後證御請證文差上申所如件

21行目。

2か所の「證（証）」が難しいかもしれません。最初のものは「後証のため」という決まり文句です。

「請」は定番の文字です（といいつつ、今回はここしか出てきていませんが…）。形を確認しておきましょう。

21 20 19 18 17 16 15



21

為後證御請證文差上申所如件

21行目。

「所」、6行目とは若干形が異なりますね。ただし構成要素は同じです。

下
レ

↑この点が

下
レ

↑この棒になります

22

甲州山梨郡等力村 ■

一向宗

訴訟方万福寺

大誓

23

明和七寅一月廿七日

日付・差出などは
このように
なっています。

24

同國同郡小屋敷村

臨濟宗

惠林寺

煩二付代

祖運 坨山

22

甲州山梨郡等力村

一白宗

仲宣方萬福寺

23

明和七寅二月廿七日

24

同國同郡小屋敷村

源輔家

惠林寺

祖運

坂山

29 28 27 26

25

まほ

御奉行所

御運

筆書万國通商書意林、
倭夷相運、御、後、色、持、管、
一、同、書、前、通、統、因、玄、奥、書、

手稿、函、中、上、作

30

筆書万國通商書

筆書

筆

宛先・奥書は
次のとおりです。

25

寺社

御奉行所

前書万福寺大誓惠林寺代

坛山祖運江被 仰渡候趣、拙僧共

一同罷出承知仕候因茲奧書

印形お以申上候

30

築地本願寺輪番

超善寺

牛込

松源寺

29 28 27 26

25

祖運

御奉行所

寺社

29 28 27 26

高木、而以中止作

30

筑地本願寺輪番

金

松源寺

弘法寺

終わりに

ひと通り、文書の文字を判読することができました。

余力のある方は、次の宿題に取り組んでみましょう。

おわりに

【宿題】

- (1) 本文の旧字体を新字体に直し、読み下しを作りましょう。
- (2) この文書は「誰が」「何を」「どうした」ものなのか、内容をまとめてみましょう。

※解答は後日発表します。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の影響で始まりました
「おうちで古文書講座」も、今回でひとまず終了です。

次回（4月）からは対面形式の講座が復活します！

2021年度

かいじあむ古文書講座【1期】

はじめて古文書を読む方を対象とした古文書（くずし字）解説の講座です。

■ 開催日 【1期】全3回

* 予定の変更や中止の状況は当館ホームページにてお知らせいたしますので、必ずご確認ください。

4月24日(土)「武田信玄」

5月22日(土)「ヨゲンノトリ」

6月26日(土)「若尾逸平」



■ 時間：13:30～15:00

■ 場所：山梨県立博物館 生涯学習室

■ 定員：【1期】30名（原則として全3回参加できる方、要申込）

* 7月以降、古文書講座【2期】【3期】を開催予定（別途申込が必要）です。

【2期】【3期】の申込受付の開始については、当館ホームページやちらしなどでお知らせします。

■ お問合せ 山梨県立博物館 055-261-2531

要申込
(往復はがき)
参加無料

申込方法

往復はがきに下記をご記入の上、当館までお申込みください。（2021年4月2日必着）

お申込みは、おひとりにつき、はがき1通とさせていただきます。

応募者多数の場合は抽選となります。抽選結果は、返信はがきで応募者全員に初回講座実施の1週間前頃までにお知らせします。なお、お送りいただいた個人情報は当講座のみに使用させていただきます。

(1) 往信 表：当館の郵便番号、住所、館名(〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田1501-1 山梨県立博物館)

(2) 返信 表：①郵便番号、②住所、③氏名

(3) 往信 裏：①「かいじあむ古文書講座【1期】」と記入、②郵便番号、③住所、④氏名（ふりがな）、⑤電話番号

おわりに

4月からの古文書講座に参加をご希望の方は、以下のホームページのご案内に沿って、往復はがきでご応募ください。

http://www.museum.pref.yamanashi.jp/3nd_event_komojokoza21.html

おわりに

それではみなさん、またお会いしましょう！

